

第二部 各論

二 賃金

労働生産性と企業経営

(1) 労働生産性の動向

一 昭和三〇年における労働生産性の動きを、一応物的な労働生産性の推移を示すと考えられる指標、すなわち生産指数(経済企画庁算定指数の基準時を転換したもの)を雇用指数(毎月勤労統計による常用労働者三〇人以上事業所の常用雇用)で除して算出した労働生産性指数(労働者一人一ヵ月当り生産量指数)についてみると、製造業は前年を一〇・四%上廻り、二九年の対前年上昇率が三人%であったのに比べると、大巾な向上をみせている。

これを上,下半期別についてみると、上半期では前年同期の五・七%増,下半期では同じく一四・六%増と下期に入ってから顕著に上昇している。

二 一方、鉱業についてみると、前年を八・四%上廻り、二九年の対前年上昇率八・五%とほぼ同じ上昇率を示している。上,下半期別についてみると、上半期では前年同期に対して七・二%増,下半期では同じく九・五%増でやはり下期に入ってからの方が生産性が伸びている。

第79表 労働生産性関係指標

第79表 労働生産性関係指標

年	鉱業			製造業		
	生産	雇用	生産性	生産	雇用	生産性
昭和27年平均	103.1	102.3	100.8	111.4	103.0	108.2
28年平均(A)	110.7	92.5	119.7	138.7	107.8	128.7
29年平均(B)	105.6	81.3	129.9	151.0	113.0	133.6
30年平均(C)	105.9	75.2	140.8	164.5	111.5	147.5
29年1～6月平均	105.1	83.4	126.1	148.8	113.5	131.1
7～12月平均	106.1	79.3	133.8	150.2	112.5	133.5
30年1～6月平均	102.2	75.6	135.2	154.3	111.3	138.6
7～12月平均	109.5	74.7	146.6	170.7	111.6	153.0
(B)/(A)	95.4	87.9	108.5	108.9	104.8	103.8
(C)/(B)	100.3	92.5	108.4	108.9	98.7	110.4

資料出所 生産は経済企画庁、雇用は労働省

このように、製造業、鉱業とも前年に対して同様の上昇率を示しているが、製造業の方は生産が前年に対して

八・九%と著しく上昇したことによつてもたらされたものであるのに対し、鉱業はむしろ生産は前年に対し〇・三%増とほとんど保合であったが、雇用が前年よりも七・五%と大巾に低下したことによつてもたらされたことが注目すべき点である(第七九表参照)。

(注)なお、右にみた労働生産性についてはつぎのような問題点がある。

1)生産指数は、原則として全事業所の生産物を反映しているのに、雇用指数は前述のように常用労働者三〇人以上を雇用する事業所の雇用の動きの与を示すものである。

2)生産指数は特定品目(合計一五三)のみの傾向を代表するが、雇用指数は常用雇用三〇人以上事業所の全常用労働者の数字である。

3)生産は常用労働者ばかりでなく、臨時・日雇労働者、家族従業者等生産に参加したすべてのものが生みだしたものであるが、雇用指数は常用労働者のひが対象となっており、他は対象外となっている。

しかし従業者四人以上を対象とする工業統計表から作成した従業者の指数で前記の生産指数を除して算出した労働生産性指数を与でも、第八〇表のごとく基本的傾向はほぼ一致している。

したがつて、若干の問題はおるにしても、大体の傾向は右の算式による労働生産性指数によつてもても一応妥当であろう。

第80表 労働生産性の比較

年	毎勤に工業統計 よる生 産性指 数	表による 生産性指 数
昭和26年平均	100.0	100.0
27年平均	108.2	109.3
28年平均	128.7	126.0
29年平均	133.6	134.9
30年平均	147.5	—

(注) いずれも経済企画庁
の生産指数をそれぞれ
の雇用指数で除したも
の。

第二部 各論

二 賃金

労働生産性と企業経営

(2) 企業経営の動向

三 以上のような労働生産性の動きに対応して、二九年上半期以降悪化の傾向にあった企業の収益状態は、輸出の好調による景気の好転を反映して回復の兆をみせ、また緊縮政策の効果がようやく現われて、経営内容の充実が行われたことが注目される。

四 日銀の「本邦主要企業経営分析調査」によって三〇年上半期(三〇年四月から九月迄で決算期のきた分)の企業経営の特徴をとらえてみると、1)まずの売上高および利益金の著しく増加したこと、2)剰余金処分構成割合において内部留保率が上昇したこと、3)資本構成はおもったほど改善されなかったが短期借入金が増え、長期借入金が増えて割合に安定を示していること、4)製造費用中に占める労務費の割合が減少していること等があげられ、企業の経営基盤がかなり充実してきているものとみとめられる。

五 まず、売上高は前期に対してかなりの増加を示した。すなわち全産業の当期の純売上高は前期(二九年一〇月から三〇年三月)に対し八・二%増加し、製造業は同じく五・六%増とかなりの上昇をみせている。

この売上高の増加にともない、利益額も増加し、全産業では前期に対し一四・七%、製造業でも同じく九・二%とかなりの増加を示した。また前期不況であった石炭、海運、造船、鉄鋼等の利益金が増大したのが目立っている。

第81表 利益率および回転率

第81表 利益率および回転率

年	全 産 業			製 造 業		
	総資本 収益率	売上高 純利益 率	総資本 回転率	総資本 収益率	売上高 純利益 率	総資本 回転率
昭和26年上半期	12.63	7.70	1.33	19.19	11.63	1.28
下半期	9.12	5.91	1.29	13.38	9.10	1.17
27年上半期	6.64	4.54	1.26	9.13	6.86	1.10
下半期	5.27	3.94	1.15	7.93	6.15	1.07
28年上半期	5.65	4.17	1.16	8.36	6.55	1.04
下半期	5.79	4.17	1.18	8.99	7.03	1.02
29年上半期	4.28	3.64	1.00	6.32	5.72	0.89
下半期	3.46	3.06	0.97	4.79	4.53	0.87
30年上半期	3.82	3.28	1.00	5.13	4.90	0.86

資料出所 日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

$$(注) 1) \text{ 総資本収益率} = \frac{\text{当期純利益} \times 2}{\text{前期末負債資本合計} + \text{当期末負債資本合計}} \times 100$$

$$2) \text{ 売上高純利益率} = \frac{\text{純利益}}{\text{純売上高}} \times 100$$

$$3) \text{ 総資本回転率} = \frac{\text{当期売上原価} \times 2}{\text{前期末負債資本合計} + \text{当期末負債資本合計}}$$

$$4) \text{ 上半期とは4～9月、下半期とは、10月～翌年3月}$$

六 このように利益金が増加した反面、一方生産の拡大や合理化投資等によって総資本が前期に対して五・三%増加したため、全産業の総資本収益率は大巾な上昇を示すにいたらなかった。しかし前前期以降低下をたどってきた総資本収益率が、全産業で前期の三・五%から本期の三・八%へ、製造業では前期の四・八%から本期五・一%へとわずかながら向上を示すにいたったことは注目される。

七 これを業種別にみると、前期に比し総資本収益率の上昇顕著なものは曹達工業(前期二・二%から本期七・五%へ)、第一次金属製造業(同じく一・二%から二・五%へ)、石油精製業(同じく一・二%から一・五・四%へ)、非鉄金属製造業(同じく一・二%から四・〇%へ)等であり、一方前期に比し総資本収益率の低下の顕著なものは紡織業のうちの麻紡織業(前期マイナス五・五%から本期マイナス二・五%へ)、食料品製造業(同じく一・九%から九・六%へ)、陶磁器およびその他土石製品製造業(同じく八・九%から五・四%へ)、セメント製造業(同じく一五・五%から一二・三%へ)等があげられる。

八 なお、税引総資本収益率についてみると、全産業は本期二・三%(前期一・九%)、製造業二・九%(前期二・六%)で、いずれも前期に比し向上しているが、二九年上半期以前のいずれの時期よりも低く、また戦前(昭和一年下半期三菱経済研究所調)の全産業五・九%、製造業七・四%に比べてかなりの低率である。

さらに業種別にみても戦前比率を凌駕しているのはセメント製造業七・二%(戦前五・二%)、不動産業二・三・六%(戦前三・〇%)のみで、他はほとんど戦前水準におよばず、かつかなりの隔りがみとめられる。

(注)戦後における総資本収益率の低下には、自己資本と他人資本の割合が、戦前の三四対六六に対し戦後はほぼ六〇対四〇に逆転し

ていることによる利子負担の増大等の影響を考えなければならないであろう。

九 なお、総資本収益率は売上高利益率と総資本回転率の相乗積であるが、当期における総資本収益率の上昇にはどちらかという売上高利益率の上昇が強く影響している。

第82表 資本構成および総資本収益率(製造業)

第82表 資本構成および総資本収益率(製造業)
(単位%)

年	資 本 構 成			総 資 本 収 益 率
	総資本	借入	自己	
昭和11年下半期	100	34.0	66.0	— (7.4)
26年上半期	100	65.5	34.6	19.2(11.4)
下半期	100	65.1	34.9	13.4 (7.6)
27年上半期	100	64.8	35.2	9.1 (5.0)
下半期	100	64.6	35.4	7.9 (4.4)
28年上半期	100	64.0	36.1	8.4 (4.6)
下半期	100	61.1	38.9	9.0 (4.9)
29年上半期	100	60.4	39.6	6.3 (3.5)
下半期	100	59.1	40.9	4.8 (2.6)
30年上半期	100	58.9	41.1	5.1 (2.9)

資料出所 日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

(注) () 内は税引き収益率

すなわち、売上高利益率は全産業で前期の三・一%から三・三%、製造業でも同じく四・五%から四・九%へと上昇し、一方、総資本回転率は全産業で前期〇・九七回から一・〇〇回へとわずかに上昇、製造業は前期〇・八七回、本期〇・八六回とほとんど保合っている(第八一表参照)。

一〇 つぎに、製造費用の構成割合についてみると、原材料費は全産業が前期六〇・一%から本期六〇・六%へ、製造業前期六九・〇%から七〇・二%へといずれもその割合が上昇している。

一方労務費は、絶対額としてみると、全産業、製造業ともに前期よりは若干増加しているが、その製造費用中に占める割合についてみると、全産業では前期の一六・九%から本期一六・三%へ、製造業でも同じく一三・六%から一二・九%へとかなり減少し、全産業、製造業とも二七年以降もっとも低い割合を示したことが目立っている。

また経費は全産業ではほぼ保合いであるが、製造業では一七二四%から一六・八%へと低下している。これは金利が低下したことがかなり影響しているものと思われる(第八三表参照)。

一一 最後に剰余金の処分状況についてみると、内部留保額(利益準備金と任意積立金の合計)は前期に比し全産業で六・〇%の増加を示し、剰余金処分構成割合における内部留保率も前期の一七・四%に対し二〇・三%と大巾に上廻り、内部留保がかなり手厚くなっており、一方、配当率は全産業で前期の一三・七%から本期一三・四%と幾分低下し、社外流出は減少傾向を示している。しかし、二九年以前に比べると内部留保率はまだ低い状態である。

第83表 原価構成比率

第83表 原価構成比率

(単位%)

年		製 造 費 用		
		材料費	労務費	経 費
全 産 業	昭和26年上半期	68.73	14.61	16.66
	下半期	62.77	17.02	20.21
	27年上半期	62.45	17.29	20.26
	下半期	62.69	17.05	20.26
	28年上半期	63.24	16.98	19.78
	下半期	62.34	16.01	21.65
	29年上半期	60.55	17.14	22.31
	下半期	60.09	16.86	23.05
	30年上半期	60.60	16.29	23.11
	製 造 業	昭和26年上半期	73.95	12.07
下半期		71.59	12.52	15.89
27年上半期		71.73	13.32	14.95
下半期		70.77	13.71	15.52
28年上半期		72.75	13.36	13.89
下半期		71.09	12.98	15.93
29年上半期		69.54	13.70	16.76
下半期		69.01	13.61	17.38
30年上半期		70.22	12.94	16.84

資料出所 日本銀行「本邦主要企業経営分析調査」

(注) 上半期4～9月、下半期10～翌年3月

第二部 各論

二 賃金

(二) 賃金水準の動向

一 昭和三〇年における賃金水準は、二九年における水準の一般的停滞の傾向をうけついで、上半期は保合に終始したが、下半期に至ってふたたび騰勢に転じ、一方実質賃金水準も消費者物価の下落によって、年間を通じて向上し、前年の保合状態から脱却した。

第84表 調査産業総数常用労働者現金給与総額の推移

第84表 調査産業総数常用労働者現金給与総額の推移

年		月		実 額	指 数 26年=100	対前年同期 増 加 率
昭和	26	年	平 均	12,200 ^円	100.0	—
	27	年	平 均	14,434	120.6	20.6
	28	年	平 均	16,741	139.9	16.0
	29	年	平 均	17,898	149.5	6.9
	30	年	平 均	18,623	158.2	5.8
29	年	1	月	16,402	137.0	4.3
		2	月	15,468	129.2	8.0
		3	月	16,537	138.2	11.7
		4	月	16,004	133.7	8.5
		5	月	15,642	130.7	8.1
		6	月	20,138	168.2	16.1
		7	月	19,468	162.7	8.0
		8	月	17,419	145.5	4.2
		9	月	16,196	135.3	2.7
		10	月	16,125	134.7	5.5
		11	月	16,160	135.0	4.7
		12	月	29,220	244.1	3.4
30	年	1	月	17,040	142.4	3.9
		2	月	16,026	133.9	3.6
		3	月	16,859	140.9	2.0
		4	月	16,690	139.4	4.3
		5	月	15,792	135.0	3.3
		6	月	19,482	166.6	-1.0
		7	月	21,653	185.1	13.8
		8	月	17,479	149.5	2.7
		9	月	16,849	144.1	6.5
		10	月	16,663	142.5	5.8
		11	月	16,881	144.3	6.9
		12	月	32,077	274.3	12.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

- (注) 1) 27年2月分以降の指数は27年1月分新旧調査の結果により調整、同じく30年6月以降の指数は30年5月分の新旧調査の結果により調整したものである。故に実額の変化と指数の変化とは一致しない。
2) 常用労働者とは、生産労働者と管理事務および技術労働者の合計である。

第85表 調査産業総数常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

第85表 調査産業総数常用労働者「きまって支給する給与」の推移

年 月	1人1カ月当り			1人1時間当り		
	給与額	指数 26年=100	対前年同 期増加率	給与額	指数 26年=100	対前年同 期増加率
昭和26年平均	10,537	100.0	19.9	54.82	100.0	18.1
27年平均	12,495	120.6	20.6	64.91	120.6	18.4
28年平均	14,358	138.5	14.9	73.86	137.2	13.8
29年平均	15,401	148.6	7.3	79.55	147.8	7.7
30年平均	15,939	156.2	5.1	81.82	154.9	4.8
29年 1月	15,160	146.3	11.7	82.17	152.7	9.4
2月	15,162	146.3	9.1	78.19	145.3	7.9
3月	15,246	147.1	9.2	78.79	146.4	7.6
4月	15,491	149.5	9.1	78.00	144.9	8.6
5月	15,235	147.0	8.3	80.87	150.2	10.1
6月	15,376	148.4	7.4	78.41	145.7	8.9
7月	15,335	148.0	7.6	78.28	145.4	7.7
8月	15,257	147.2	6.2	78.89	146.6	7.4
9月	15,437	148.9	5.2	79.37	147.5	7.2
10月	15,525	149.8	5.4	80.44	149.4	7.6
11月	15,708	151.6	4.9	80.89	150.3	5.7
12月	15,879	153.2	3.4	80.48	149.5	5.2
30年 1月	15,734	151.8	3.8	86.69	161.4	5.7
2月	15,854	153.0	4.6	82.57	153.4	5.6
3月	15,778	152.2	3.5	83.09	154.4	5.5
4月	16,099	155.3	3.9	81.51	151.4	4.5
5月	15,551	153.6	4.6	81.89	156.4	4.1
6月	15,746	155.5	4.8	79.25	151.4	3.9
7月	15,724	155.3	4.9	79.86	152.5	4.7
8月	15,803	156.1	6.0	79.61	152.1	3.8
9月	15,973	157.8	5.9	80.47	153.7	4.2
10月	16,088	158.9	6.1	81.87	156.4	4.7
11月	16,289	160.9	6.1	83.23	159.0	5.8
12月	16,635	164.3	7.2	82.15	156.9	4.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 1 指数については第84表参照

2 1人1時間あたり給与は1人1カ月あたり給与を1人1カ月あたり総実労働時間数で除したものである。

第二部 各論

二 賃金

(二) 賃金水準の動向

(1) 名目賃金

一三 毎月勤労統計の調査産業総数によると、昭和三〇年平均の常用労働者一人一ヵ月あたり現金給与総額は一八、六二四円で二九年平均に比べて五・八%(注1)の増加である。この増加率は、戦後各年に比べて最低であった二九年の対前年増加率(六・九%)をさらに下廻るものである。

二九年下半期から三〇年上半期にかけて名目賃金の騰勢は著しく鈍り、戦後各年にみられた名目賃金の上昇傾向に大きな転機を劃したのである。しかしながら三〇年夏頃からふたたび騰勢が現われる、下半期のみを前年同期と比較すると八・六%増となっている(第八四表参照)。

一四 この傾向をさらに明らかに示しているのは「きまって支給する給与(注2)」の傾向である。年内の傾向は夏以降上昇を強めたとはいえ、なお年間平均としては約五%増にとどまり、しかも一時間あたりでは、前年と異つて月間実労働時間数の微増により、その上昇はいつそうわずかであった(第八五表、第四五図参照)。

すなわち、三〇年における賃金水準の停滞状況を一時間あたりの「きまりで支給する給与」の対前年同月増加率の推移でみると、二九年六月以来増加率が少なくなり、その傾向は三〇年上半期にまでつづいているが、三〇年下半期に至り回復の兆がみられる。

一五 一方、個々の事業所における賃金水準変動の理由を事業所からの申告によってみると、給与の増加は、ベースアップによるよりは、むしろ定期昇給による増加や、生産、販売の増加による自動的な賃金増加によることが多く、年末に至りでベースアップによる微増傾向が現われている。他方給与を減少させた要因の側については、ベースダウン、操業短縮によるものが二九年に比べて減少した(第八六表参照)。

第86表 事業所から申告された「きまつて支給する給与」の変動理由

第 86表 事業所から申告された「きまって支給する給与」の変動理由（賃金変

期 間	定 期 昇 給	給 致		与 訂		人員構成の変化		生産取 引売上
		増	減	増	減	増	減	
調 査								
昭和 29 年 平 均	2.4	4.1	0.4	3.2	3.4	7.2		
30 年 平 均	2.6	2.5	0.1	2.9	3.2	10.2		
29年 1～3月	3.0	6.7	0.7	2.6	3.2	5.0		
4～6月	2.5	4.1	0.4	4.3	4.5	6.5		
7～9月	2.0	2.8	0.3	3.0	3.3	7.3		
10～12月	2.0	2.6	0.2	2.8	2.5	9.9		
30年 1～3月	2.6	1.6	0.1	2.3	3.3	2.0		
4～6月	3.3	2.3	0.1	3.3	3.6	14.0		
7～9月	2.4	2.7	0.2	2.8	3.3	8.0		
10～12月	2.3	3.4	0.1	3.0	3.8	11.5		
製 造								
昭和 29 年 平 均	2.2	3.9	0.5	3.0	3.5	7.8		
30 年 平 均	2.0	2.3	0.1	3.1	3.6	13.8		
29 年 1～3月	2.5	1.4	0.8	3.0	3.4	6.1		
4～6月	2.9	4.0	0.4	4.5	4.8	7.8		
7～9月	1.4	2.6	0.4	3.5	3.4	9.4		
10～12月	1.8	2.6	0.2	3.3	2.5	13.0		
30年 1～3月	1.8	1.7	1.1	2.5	3.5	8.6		
4～6月	2.9	2.3	0.1	3.5	4.1	20.1		
7～9月	1.4	2.4	0.1	3.2	4.0	10.9		
10～12月	2.0	2.6	0.2	3.2	3.0	15.4		

資料出所 労働省「毎月勤労統計」の調査票記載、給与変動理由の集計

- (注) 1) 平均給与が3%以上前月に比べて増減したとき、調査票にその理由のいずれかに記入することになっている。上表はその結果をとり
- 2) 各欄の増減とは前月に比べて1人あたり「きまって支給する給与」が生産取引等が増加したために賃金が前月よりも増えたこと、同じく
- 3) 30年6月以降分は5月から新たに指定された調査対象事業所について対象による。
- 4) いずれの時期も調査対象抽出率にしたがって、常用労働者30人以上

動のない事業所を含む全事業所=100)

(昭和 29年1月～30年12月) (単位%)

の変化	労働争議開始または終了による変化		動力原材料好転又は悪化による変化		操短の開始又は終了にもとづく変化		その他	
	増	減	増	減	増	減	増	減
業	総 数							
6.2	0.2	0.2	0.4	0.5	1.9	2.0	0.6	0.5
5.9	0.2	0.2	0.3	0.3	1.4	0.4	0.6	0.4
5.8	0.2	0.3	0.4	0.6	1.7	2.7	0.5	0.5
6.5	0.3	0.2	0.5	0.5	2.3	2.0	0.7	0.6
7.3	0.2	0.2	0.3	0.4	1.8	2.1	0.7	0.5
4.8	0.1	0.1	0.3	0.4	1.5	1.2	0.8	0.5
7.8	0.1	0.1	0.3	0.4	0.5	0.9	0.7	0.5
5.3	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4	0.7	0.4
6.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.7	0.6
4.8	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.2
業								
7.5	0.1	0.2	0.5	0.8	2.9	3.1	0.4	0.4
7.5	0.2	0.3	0.5	0.6	0.6	0.7	0.4	0.2
6.8	0.2	0.1	0.6	1.0	2.6	3.1	0.4	0.5
7.8	0.1	0.2	0.7	0.8	3.4	3.1	0.4	0.4
9.4	0.1	0.2	0.4	0.6	2.9	3.3	0.4	0.3
6.0	0.1	0.1	0.4	0.6	2.5	1.9	0.5	0.2
9.0	0.2	0.1	0.5	0.6	0.8	1.5	0.4	0.4
7.2	0.1	0.1	0.5	0.6	0.8	0.7	0.3	0.3
8.1	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.7	0.4	0.2
6.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.1

を記して調査票を提出することになっている（理由はあらかじめ定められた上記まとめたものである。

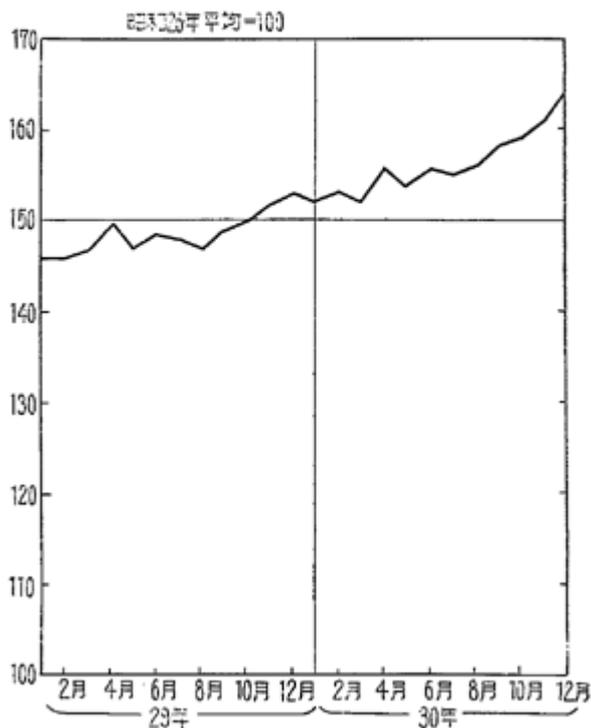
増加し、あるいは減少した事業所を意味する。たとえば生産・取引・売上増とは減は生産取引等が減少したために賃金が減ったことを示す。

ての集計分である。故に4～6月分は4・5の両月は旧調査対象、6月は新調査

の全体を現わすよう、産業規模別に復元したものである。

第45図 調査産業総数常用労働者の「きまつて支給する給与」の推移

第45図 調査産業総数常用労働者の「きまって支給する給与」の推移（指数）



資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注1)毎月勤労統計において三〇年五月に調査事業所の抽出替えを行ったため、それまでの調査結果と多少の差(調査産業総数の五月分現金給与総額は旧調査一六、一六一円、新調査一五、七九二円で約二%の差違)を生じた。そこで六月以降と比較するときは、五月新調査結果を基準とする給与額の指数を作成し、五月分旧結果の指数に乗じて、指数を接続した上で比較を行っている。故に毎月勤労統計で発表された賃金額をそのまま比較すると結果はわずかながら異っている。

(注2)毎月勤労統計に用いられる給与の定義は附属統計表第七表参照

第二部 各論

二 賃金

(一) 賃金水準の動向

(2) 実質賃金

一六 名目賃金水準の上昇五・八%に対し、消費者物価指数は三〇年平均で一七・八(全都市、昭和二六年基準)を示し、対前年比率で一・一%の微落となったので、実質賃金指数は年間平均一三四・三(調査産業総数、昭和二六年基準)となり、その対前年増加率も名目賃金の増加率を上廻る七・〇%を示した。

一七 これをさらに年間における推移としてみると、昭和二九年にあっては、月により前年同月の水準を切つて実質賃金が低下するという戦後最初の事態が現われたのに対し、三〇年は各月とも堅調の増加を示した。とくに三〇年下半期においては、名目賃金の増加率も前年同期を上廻り、かつ、消費者物価の低落をともなったので、調査産業総数の実質賃金指数は名目賃金指数の増加率を上廻り、下半期平均で一割の増加をみせたことが特徴的である。これにより戦前(昭和九～一一年)基準の製造業労務者実質賃金指数(税込)は一四・五となった。

賃金中に占める所得税および社会保険料控除の割合を給与構成調査(調査対象事業所の規模、産業は毎月勤労統計に同じ)でみると、勤労所得税の軽減により、賃金水準の上昇にもかかわらず昭和三〇年九月分で調査産業総数九・九%、製造業九・一%であって、前年よりもそれぞれ〇・六%および〇・七%手取りの割合は高くなっている。一八 なお、消費者物価指数の低落は、労働者の消費に主要な意味をもつ食料の低落(年間平均で三%減)によるところが大きい。調査産業総数の名目賃金指数とこの食料物価指数より食料賃金指数を算出すると、年間平均で九・二%増加しており、生計費中に占める食料費の割合が大きい低所得者層には、実質賃金の面で比較的好影響を与えたといえる(第八七表、第八八表、第八九表参照)。

第二部 各論

二 賃金

(二) 賃金水準の動向

(3) 賃金不払の推移

一九 労働基準局による賃金不払の新規把握件数は、昭和二九年春以降急激に増加し、同年一二月には二、六七六件となったが、三〇年に入るとやや減少し、上半期には毎月二、一〇〇件前後となり、下半期に入るとふたたび増加して、前年下半期とほぼ同数となった。

ただし、新規に把握した不払金額は、毎月五億円～七億円であって、前年下半期の八億円～一〇億円に比較すると多少減少している(第九〇表1参照)。

また、未解決のまま残された件数は、三〇年に入るとむしろ増加し、下半期には二九年の最高件数一二月五、三九三件を上廻り、三〇年一二月には五、七九七件を算するに至った。

この期間に不払の対象となり、未解決のまま残された労働者数は、一五万人(一月)ないし一〇万人(一二月)で、前年下半期よりはやや減少している。ただ三〇年下期では新規把握不払金額および未解決金額が逐次減少の傾向を示し、三一年初一頭においても、なお減少傾向を示していることは注目すべきであろう。

第87表 調査産業総数および製造業における実質賃金の推移

第87表 調査産業総数および製造業における実質賃金の推移
(昭和26年 平均=100)

年	月	調査産業総数		製造業	
		指数	対前年同期 増加率	指数	対前年同期 増加率
昭和	26年 平均	100.0	—	100.0	—
	27年 平均	114.9	14.9	112.1	12.1
	28年 平均	125.0	8.8	119.3	6.4
	29年 平均	125.5	0.4	119.3	0.0
	30年 平均	134.3	7.0	126.7	6.2
	29年 1月	116.2	-4.8	113.7	-4.7
	2月	108.8	-1.1	108.0	-5.4
	3月	116.1	2.1	106.1	-0.5
	4月	112.0	-0.4	106.4	-0.7
	5月	110.2	-0.7	105.5	-1.1
	6月	141.0	7.2	128.8	1.3
	7月	135.7	1.4	138.3	3.0
	8月	121.3	-1.3	114.2	-0.5
	9月	113.0	-2.3	105.8	-2.7
	10月	111.5	2.2	105.1	0.7
	11月	114.1	2.7	110.6	1.7
	12月	207.6	2.2	189.8	-0.2
	30年 1月	120.0	3.3	113.9	0.2
	2月	112.5	3.4	108.7	0.6
	3月	119.0	2.5	108.2	2.0
	4月	117.0	4.5	111.1	4.4
	5月	114.2	3.6	109.8	4.1
	6月	141.7	0.5	130.4	1.2
	7月	158.2	16.6	153.9	11.3
	8月	126.9	4.6	119.4	4.6
	9月	122.7	8.6	115.1	8.8
	10月	119.7	7.4	113.9	8.4
	11月	124.5	9.1	120.9	9.3
	12月	237.1	14.2	216.5	14.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 実質賃金指数は名目賃金指数を総理府統計局「消費者物価指数」(全都
市総合)で除したもより算出

第88表 調査産業総数および製造業賃金からの法定控除額の推移

第88表 調査産業総数および製造業賃金からの法定控除額の推移（単位％）

産 業	年 月	現金給与 総 額	控 除 額		
			計	所 得 税	社会保険料
調 査 産 業 総 数	昭和25年10月	100.0	14.7	10.7	4.0
	27年 8月	100.0	12.5	8.7	3.8
	28年 9月	100.0	10.9	7.3	3.6
	29年 9月	100.0	10.5	6.4	4.1
	30年 9月	100.0	9.9	5.7	4.2
製 造 業	昭和25年10月	100.0	15.1	11.1	3.9
	27年 8月	100.0	12.1	8.2	3.9
	28年 9月	100.0	10.2	6.5	3.7
	29年 9月	100.0	9.8	5.4	4.4
	30年 9月	100.0	9.1	4.8	4.3

資料出所 労働省「給与構成調査」

- (注) 1) 25年は官公営事業所を含み, 27.28年は民営のみである。
 2) 社会保険料は失業保険、健康保険および厚生年金保険の保険料の労働者負担金である。
 3) いずれも常用労働者についての結果である。

第89表 戦前基準賃金指数

第89表 戦前基準賃金指数（製造業生産労働者）

年	名目賃金指数	消費者物価指数 (東京総合)	実質賃金指数
昭和9～11年 平均	1.0	1.0	100.0
22年 平均	32.9	109.1	30.2
23年 平均	91.9	189.1	48.6
24年 平均	157.1	236.8	66.3
25年 平均	187.9	220.0	85.4
26年 平均	235.5	255.5	92.1
27年 平均	272.2	266.2	102.3
28年 平均	307.0	286.2	107.3
29年 平均	325.8	301.8	108.0
30年 平均	340.4	297.4	114.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 名目賃金指数の算出方法は労働統計調査月報第4巻第5号参照

二〇これらの傾向は、賃金水準の上昇が全体としてはみられても、なお一部の事業所では不況がつづいていることを物語っている。

これを規模別にみると、一～九人事業所では毎月末の未解決件数は三〇年初頭(一月二、六八八件)から下半

期(八月三,三五五件)へかけて増加の一途をたどり,その後三一年初頭へかけて三,二〇〇ないし三,三〇〇件程度を維持している。」れに対し一〇人以上の事業所では三〇年初頭から下半期へかけて未解決件数が増加したことは同様であるが,年末から三一年初頭へかけてかなり大幅に減少し,三〇年初頭よりも減少している。

また未解決金額でも三〇〇人以上事業所では三〇年の年央における九億円から年末および三一年初頭は四億円台にと顕著な減少を示し,一〇〇-二九九人事業所では同じく三億円から二億円へと減少,一〇~九九人事業所でも四億七,八千万円から三億円台へと減少しているのに対し一~九人事業所では,絶対額は小さいが,三〇年下半期から三一年初頭へかけて八千万円台を維持している(第九〇表の(二)(三)参照)。

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

二一 賃金格差の問題は、産業別、規模別格差の問題のみにとどまらず職種別、年令別、勤続または経験年数別、あるいは男女別による賃金格差等検討すべきことが少なくない。これらの賃金格差はまた相互に関連するものであるが、以下、賃金格差の最近の変化について順を追って記述する。

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(1) 産業別平均賃金の変化

二二 賃金の全体的水準の変化をさらに産業別にみると、さまざまである。

第90表-(1) 賃金不払件数および解決状況

第90表—(1) 賃金不払件数および解決状況

年 月	当月把握したもの		当月までに未解決のもの	
	件 数	当月中に 増加した 不払金額 百万円	件 数	金 額 百万円
昭和25年 1～6月平均	2,542	1,101	(6月末) 6,478	(6月末) 1,999
25年 7～12月平均	2,398	1,214	(12月末) 5,429	(12月末) 1,212
26年 1～6月平均	1,607	541	(6月末) 4,328	(6月末) 941
26年 7～12月平均	1,588	501	(12月末) 3,801	(12月末) 589
27年 1～6月平均	1,413	425	(6月末) 3,860	(6月末) 756
27年 7～12月平均	1,567	400	(12月末) 2,932	(12月末) 314
28年 1～6月平均	1,511	276	(6月末) 3,063	(6月末) 463
28年 7～12月平均	1,853	373	(12月末) 2,896	(12月末) 443
29年 1～6月平均	1,781	655	(6月末) 4,035	(6月末) 1,672
29年 7～12月平均	2,400	872	(12月末) 4,755	(12月末) 1,476
30年 1～6月平均	2,129	631	(6月末) 5,312	(6月末) 1,760
30年 7～12月平均	2,389	599	(12月末) 5,117	(12月末) 1,166
昭和30年 1月	2,064	528	(月末) 4,790	(月末) 1,544
2月	2,167	650	" 4,959	" 1,640
3月	2,129	583	" 5,004	" 1,617
4月	2,027	664	" 5,068	" 1,719
5月	2,224	642	" 5,193	" 1,743
6月	2,164	720	" 5,312	" 1,760
7月	2,402	654	" 5,534	" 1,743
8月	2,641	627	" 5,640	" 1,621
9月	2,325	667	" 5,630	" 1,595
10月	2,140	568	" 5,578	" 1,575
11月	2,250	587	" 5,797	" 1,544
12月	2,577	492	" 5,117	" 1,166

資料出所 労働基準局 「賃金不払事件の状況」

第90表-(2) 規模別賃金不払当月末未解決件数

第90表一(2) 規模別賃金不払当月末未解決件数

年	月	300人以上	299~100人	99~10人	9~1人
		(件)	(件)	(件)	(件)
昭和30年	1月	86	185	1,831	2,688
	2月	90	196	1,874	2,799
	3月	89	190	1,870	2,855
	4月	93	191	1,883	2,901
	5月	95	203	1,901	2,994
	6月	99	206	1,958	3,049
	7月	100	210	1,979	3,245
	8月	95	195	1,995	3,355
	9月	88	193	2,000	3,349
	10月	84	189	1,947	3,358
	11月	82	198	2,048	3,469
	12月	64	148	1,704	3,201

第90表-(3) 規模別賃金不払当月末未解決金額

第90表一(3) 規模別賃金不払当月末未解決金額

年	月	300人以上	299~100人	99~10人	9~1人
		千円	千円	千円	千円
昭和30年	1月	757,456	306,191	408,558	71,620
	2月	823,672	319,931	426,166	70,322
	3月	805,287	299,974	437,613	74,047
	4月	888,396	311,064	443,782	75,272
	5月	902,834	310,715	454,274	75,661
	6月	919,746	302,202	451,195	81,547
	7月	873,487	315,181	468,323	86,095
	8月	803,075	280,250	450,767	86,699
	9月	775,660	264,620	470,016	85,080
	10月	767,083	261,122	461,352	85,356
	11月	706,405	265,375	484,857	87,801
	12月	486,648	199,295	399,874	79,689

第91表-(1) 産業大中分類別年間平均給与額上昇率

第91表- (1) 産業大中分類別年間平均給与額上昇率

産 業 分 類 (大 中 分 類)	現金給与総額		きまって支給する 給 与	
	29年/ 28年	30年/ 29年	29年/ 28年	30年/ 29年
調 査 産 業 総 数	% 6.9	% 5.8	% 7.3	% 5.1
飲 業	2.3	7.6	3.7	7.2
製 造 業	6.4	5.0	6.9	4.8
食 料 品	11.1	4.9	9.8	5.7
煙 草	7.1	2.4	11.3	4.3
紡 織	6.1	5.0	8.7	4.8
衣 服 及 び 身 廻 品	6.2	5.0	6.5	5.2
木 材 及 び 木 製 品	8.9	7.1	9.2	6.4
家 具 及 び 装 備 品	11.3	7.4	11.7	5.7
紙 及 び 類 似 品	4.1	6.3	7.2	5.6
印 刷 出 版	7.2	6.1	7.7	6.6
化 学 工 業	9.8	9.1	9.6	6.8
石 油 及 び 石 炭 製 品	17.5	1.7	14.3	8.0
ゴ ム 製 品	3.5	4.2	3.5	3.8
皮 革 及 び 皮 革 製 品	4.7	3.5	5.6	6.6
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品	8.9	2.4	10.4	2.4
第 一 次 金 属	6.8	3.9	6.1	3.9
金 属 製 品	4.0	6.1	5.3	4.4
機 械	2.0	2.5	2.5	2.8
電 気 機 械 器 具	1.2	3.7	1.6	4.2
輸 送 用 機 械 器 具	4.8	4.3	5.0	4.4
精 密 機 器	4.7	6.0	5.8	4.8
そ の 他 の 製 造	12.0	1.7	9.9	6.2
卸 売 及 び 小 売 業	5.2	2.5	6.5	3.7
金 融 及 び 保 険 業	6.7	6.6	7.9	5.6
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	9.7	6.3	9.4	5.3
運 輸 業	8.5	6.4	8.5	5.8
通 信 業	14.9	6.7	15.0	5.2
そ の 他 の 公 益 事 業	7.4	3.9	5.3	2.8
建 設 業	12.4	7.4	11.9	3.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 1) 指数により算出

2) 調査産業総数には建設業が含まれておらず、ここに掲記されていない不動産業が含まれる。

第91表-(2) 特掲産業年間平均給与額上昇率

第91表一(2) 特掲産業年間平均給与額上昇率

産 業 分 類 (特 掲 産 業)	現 金 給 与 総 額		き ま っ て 支 給 す る 給 与	
	29年/28年	30年/29年	29年/28年	30年/29年
	%	%	%	%
金 属 鉱 業	8.3	5.3	7.3	6.6
石 炭 鉱 業	0.6	7.1	2.7	7.2
製 糸	2.9	2.8	6.1	2.2
綿 及 び ス フ 紡 績	8.5	5.8	11.1	5.6
広 幅 綿 及 び ス フ 織 物	6.0	3.7	7.9	4.1
パ ル プ 紙 及 び 板 紙 製 造	5.4	9.3	8.7	7.2
硫 安 製 造	15.3	12.5	13.1	10.0
化 学 繊 維 製 造	12.1	7.0	12.5	7.3
医 薬 品 製 造	8.1	10.6	9.0	7.8
製 鉄 鉄 鋼 及 び 圧 延	7.8	3.7	6.7	3.8
繊 維 機 械 製 造	1.4	- 1.6	1.3	0.3
発 電、送 電、配 電、及 び 産 業 用 電 気 機 械 器 具	0.3	3.0	1.0	5.6
通 信 機 械 器 具 及 び 関 連 機 械 器 具 製 造	0.0	1.5	0.7	2.0
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造	3.7	- 5.3	3.9	- 3.2
鋼 船 製 造 及 び 修 理	3.0	13.4	3.8	11.0
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造	8.3	0.5	8.2	2.5
百 貨 店	1.6	3.6	2.6	5.4
銀 行 及 び 信 託 業	8.6	5.5	8.8	4.0
鉄 道 業	11.7	7.3	11.9	5.3
地 方 鉄 道 及 び 軌 道 業	8.6	10.5	8.9	8.3
道 路 旅 客 運 送 業	4.7	3.7	5.0	3.7
道 路 貨 物 運 送 業	4.8	10.2	5.4	6.5
貨 物 運 送 取 扱 業	7.1	1.4	7.0	3.9
郵 便 業	13.5	5.9	13.2	4.4
電 信 電 話 業	13.4	5.3	12.9	4.3
電 気 業	5.9	5.2	2.3	3.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 1) 指数により算出

2) 特掲産業とは製造業ならびに運輸通信及びその他の公益事業の中で重要な業種を特掲したものである。

まず産業別の年間平均一人あたり現金給与総額の変化を毎月勤労統計によってみると、二九年から三〇年への変化率はつぎのとおりである。

(注)すべて昭和三〇年五月分以降の標本変更による差を調整した賃金指数により算出してある。

産業大分類で高率のものから列記すると、鉱業、建設業、金融および保険業、運輸通信およびその他の公益事業、製造業、1卸売および小売業の順であって、最高七・六%、最低二・五%の範囲におよんでいる。

製造業中分類二〇、運輸通信およびその他の公益事業中分類三のうち高率を示しているのは、化学、家具および装備品製造、木材および木製品製造(いずれも七%以上)、低率を示しているのは機械製造、煙草製造、ガラスおよび土石製品製造、石油石炭製品製造、その他の製造、その他の公益事業(いずれも三%以下)である。

さらに特掲産業分類では鋼船製造,硫安製造,医薬品製造,地方鉄道,道路貨物運送はいずれも前年より一〇%以上,逆に製糸,電気通信機械器具製造,貨物取扱,鉄道車両製造,繊維機械製造,自動車および附属品製造等は三%に満たないグループであった(第九一表参照)。

きまって支給する給与についてもこれらの傾向は一般に大差はなく,変動率の巾はさらに狭まる。

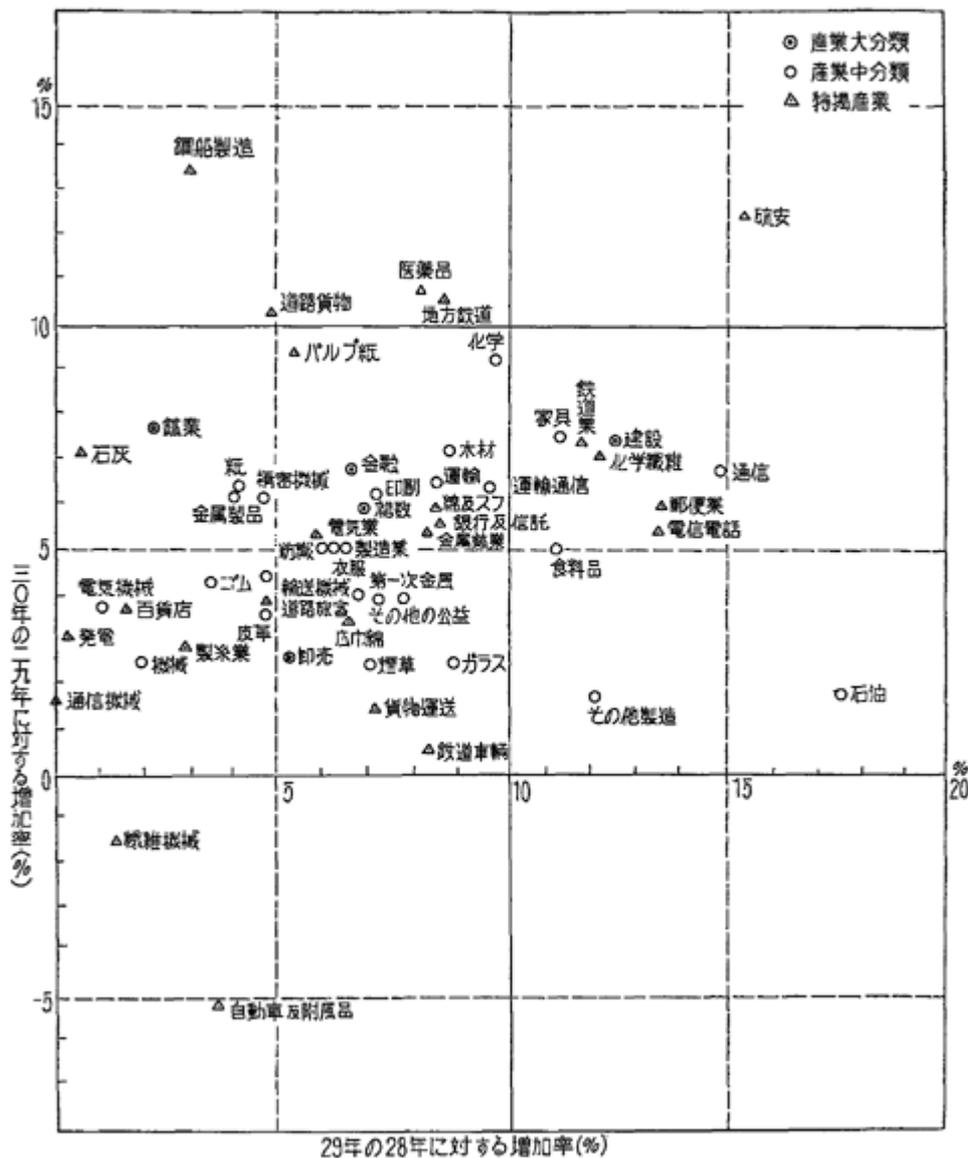
二三 さらに,また二九年から三〇年への変化率を,二八年から二九年への変化率と対照すると,第四六図のように,過去二カ年間ひきつづき大巾に上昇している産業(硫安製造,建設業等),前年は大巾に上昇したが本年はわずかしか上らない産業(石油石炭製品製造,その他の製造等),逆に前年の上昇はわずかで本年になつて上昇が大きかつた産業(鋼船製造,道路貨物運送等),前年にひきつづき停滞ないし微減の傾向にある産業(繊維機械,自動車および附属品製造)等に分類される。

二四 まず平均以上に過去二年間上昇の大きな産業のうち,本年雇用,生産ともに上昇しているものは化学(とくに化学繊維,ついで医薬品製造,硫安製造),印刷出版であり,雇用の減少をともなう生産性の増大がみられたのは木材および木製品製造,綿およびスフ紡績であった。これらの産業のほか,建設業,家具および装備品製造,運輸業,通信業があげられる。

表46図 産業別28年平均→29年平均・29年平均→30年平均賃金の変化

表46図 産業別 28年平均→29年平均 賃金の変化
29年平均→30年平均

(1) 現金給与総額



資料出所 労働省「毎月勤労統計」

二五 前年は平均以上に賃金が上ったのに本年はわずかしか上らなかったのは石油石炭製品、ガラスおよび土石製品、鉄道車両、その他の製造、その他の公益事業等があげられる。このうち石油石炭製品は、定期給与のみで比較すれば、最近二カ年間ひきつづき高位の上昇をみせており、生産、雇用の拡大をともなった産業である。

二六 前年に対比して、本年とくに平均以上の伸張をみせた産業は、鋼船、道路貨物運送、紙および類似品(とくにパルプ、紙および板紙製造)、石炭、精密機器、金属製品の諸産業である。このうち鋼船製造は、本年は各産業のうち賃金は最高の上昇率を示しており、しかも常用雇用が比較的伸びなかつたのと対照される。しかしながらこの間一人平均月間総労働時間が約六%増えているから、時間あたり賃金はかなり割引くべきであろう。

二七 両年を通じて上昇率が平均以下にとどまったのは電気機械器具、機械、皮革および皮革製品、ゴムおよびゴム製品、紡織(とくに製糸)等の製造部門、卸売および小売業等である。電気機器と機械の両部門は、雇用、

生産がともに減少したばかりでなく、上半期においては労働時間、賃金も前年同期を下廻るに至り、年末、年終の臨時給与も前年より減少している。製糸業はすでに前年来消費需要の減退と価格の値下りにより繊維産業のうち苦況にあつた部門である。卸売および小売業は雇用も総売上高もともに増加しているが、産業大分類のうちで最低の増加率にとどまつた。いま年間平均賃金の前年に対する増加率を比較すると、

二七年 二八年 二九年 三〇年

卸売および小売業 三・〇% 一〇・八% 五・二% 二・五%

鉱業 二四・五 一三・〇 二・三七・六

製造業 一七・八 一三・四 六・四五・〇

金融業 二〇・〇 一七・三 六・七 六・七

運輸通信およびその他 二八・〇 二三・一 九・七 六・三

であつて、卸売および小売業の増加率は他の産業(大分類)に比較して小さく、年年賃金格差がひらいていることが特徴である。

二八つぎに「きまつて支給する給与」により年内の推移をみると、1)二九年以来着実に上昇傾向をたどっている産業、2)二九年に賃金の変化がなく三〇年後半から上昇傾向に転じた産業、3)二九年に低下をつづけ、三〇年に至つて上昇に転じた産業の三つに大別できる。

第一の前年以來一貫して上昇の傾向をつづけている産業は、前記の年間平均賃金で全体の平均以上ひきつづき上昇した産業、すなわち化学、印刷出版、木材木製品、家具および装備品、建設業等である。

第二の前年各月とも賃金に大差がなく本年になつて上昇に転じた産業は、石炭鉱業、紙および類似品製造、金属製品製造等であり、精密機器、第一次金属(とくに製鉄、製鋼および圧延業)は三〇年下半期に入つて騰勢を明確に示すに至つた産業である。

第三の二九年年内においては賃金の低下をみせ、戦後初の事態として注目されたが、三〇年に入つて上昇に転じた産業は機械製造、電気機械器具製造、輸送用機械器具製造の各機器製造部門であつて、とくに鋼船製造、鉄道車両製造の両産業は年初以來賃金の上昇は明確であり、ややおくれで機械製造業が追隨した。しかしながら、これらの産業の各月の「きまつて支給する給与」は電気機械器具、輸送用機械器具が四月、機械は五月に二九年同月を上廻つた。

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(2) 規模別賃金格差の変化

二九 これらの諸産業の賃金の変化は、事業所規模別の平均賃金にも変化をおよぼした。すなわち、毎月勤労統計による製造業の事業所規模別賃金は、第九二表の対前年同期増減率にみられるように三〇年上半期までは前年下半期以来の傾向を持続して小規模事業所の賃金の方が上昇の度合が大きく、したがって規模間の賃金格差は縮小した。これは現金給与総額のみならず定期給与においても同様である。しかしながら三〇年下半期に入ると、逆に五〇〇人以上事業所の賃金増加が大きくなり、とくに年末に近づく、この傾向はさらに強くなって、現金給与総額は一〇～一二月において前年同期に比べ、五〇〇人以上事業所では一二%増したのに対して、一〇〇～四九九人事業所は九%増、さらに三〇～九九人事業所では六%増と規模間の格差は急速に開いた。

第47図 産業別28年平均→29年平均・29年平均→30年平均賃金の変化

第92表 事業所規模
(昭和26)

年 月	現金給与総額			きま
	一人平均月間当り			一人
	規模 500人以上	規模 100~499人	規模 30~99人	規模 500人以上
昭和26年平均	100.0	100.0	100.0	100.0
27年平均	119.0(+19.0)	117.5(+17.5)	114.9(+14.9)	119.4(+19.4)
28年平均	134.4(+12.9)	133.0(+13.2)	131.4(+14.4)	134.4(+12.6)
29年平均	143.9(+7.0)	139.5(+4.9)	141.8(+7.9)	144.2(+7.3)
30年平均	151.9(+5.6)	146.1(+4.7)	148.9(+5.0)	151.4(+5.0)
29年1~3月	130.4(+11.7)	128.2(+9.5)	132.6(+12.4)	143.4(+2.6)
4~6月	137.0(+10.0)	132.2(+6.3)	135.7(+7.9)	144.9(+8.7)
7~9月	145.8(+6.6)	140.0(+4.4)	140.7(+6.4)	143.6(+5.7)
10~12月	162.5(+1.8)	157.6(+0.8)	158.0(+4.1)	144.8(+2.6)
30年1~3月	129.7(-0.5)	128.6(+0.3)	138.0(+4.1)	145.2(+1.3)
4~6月	139.5(+1.8)	136.5(+3.3)	141.2(+4.1)	150.4(+3.8)
7~9月	156.5(+7.3)	147.8(+5.6)	148.9(+5.8)	152.5(+6.2)
10~12月	181.8(+11.9)	171.5(+8.8)	167.5(+6.0)	157.5(+8.8)

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) ()内は対前年同期増減率

別賃金指数 (製造業)

年平均 = 100)

つて支給する給与				
平均月間当り		一人平均一時間当り		
規模 100~499人	規模 30~99人	規模 500人以上	規模 100~499人	規模 30~99人
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
117.8(+17.8)	116.1(+16.1)	120.0(+20.0)	117.2(+17.2)	115.7(+15.7)
131.8(+11.9)	131.7(+13.4)	133.8(+11.5)	129.4(+10.4)	129.9(+12.3)
139.4(+5.8)	142.2(+8.0)	144.1(+7.7)	137.2(+6.0)	140.4(+8.1)
145.4(+4.3)	149.4(+5.1)	151.4(+5.1)	142.8(+4.1)	147.0(+4.7)
139.4(+10.5)	139.2(+12.1)	143.9(+8.4)	139.4(+6.7)	141.6(+9.5)
139.1(+6.7)	141.7(+8.4)	141.3(+8.8)	136.4(+8.3)	138.8(+9.7)
137.6(+4.0)	140.8(+6.7)	143.2(+7.7)	135.1(+5.3)	138.9(+7.6)
141.4(+2.3)	147.1(+5.0)	146.0(+5.8)	137.9(+3.7)	142.4(+5.7)
140.7(+0.9)	145.6(+4.6)	151.1(+5.0)	144.0(+0.7)	149.3(+5.4)
144.1(+3.6)	148.8(+5.0)	149.4(+4.4)	140.4(+2.9)	143.7(+3.5)
145.8(+6.0)	148.1(+5.2)	149.9(+4.7)	141.2(+4.5)	147.7(+6.3)
150.9(+6.7)	155.0(+5.4)	155.4(+6.2)	145.6(+5.6)	147.2(+3.4)

三〇 なお二九人以下の事業所の賃金の傾向を、失業保険保険料申告書による賃金統計(毎年五月分について年一回集計)によってみると、昭和三〇年五月分は前年五月に比べて賃金の上昇率は小規模事業所の方が大きく、したがって規模間の格差が縮少している。ただし、三〇年五月は、前述のように毎月勤労統計においても規模間の格差が縮少している時期であり、かつ、この失業保険料申告書による調査は、毎年五月分についてのみ行われているので、毎月勤労統計のように年間総平均での比較はできないことに注意する必要がある(第九三表参照)。

第93表 産業大分類別事業所規模間賃金格差の推移

第93表 産業大分類別事業所規模間賃金格差の推移

産 業	年 月	500人以上	20~29人	10~19人	9人以下
全 産 業	26 年 5 月	100(12,506)	61	55	53
	27 年 5 月	100(14,760)	60	55	53
	28 年 5 月	100(16,570)	60	56	54
	29 年 5 月	100(17,570)	61	58	56
	30 年 5 月	100(17,857)	67	63	61
鉱 業	26 年 5 月	100(13,381)	53	49	50
	27 年 5 月	100(15,085)	62	54	55
	28 年 5 月	100(15,831)	63	60	59
	29 年 5 月	100(17,400)	58	62	59
	30 年 5 月	100(17,869)	64	64	61
建 設 業	26 年 5 月	100(7,863)	87	85	86
	27 年 5 月	100(11,058)	74	72	69
	28 年 5 月	100(10,985)	84	83	82
	29 年 5 月	100(13,422)	76	76	72
	30 年 5 月	100(14,565)	77	77	76
製 造 業	26 年 5 月	100(11,744)	57	52	49
	27 年 5 月	100(14,136)	55	51	50
	28 年 5 月	100(15,994)	56	53	50
	29 年 5 月	100(16,681)	57	54	54
	30 年 5 月	100(17,017)	63	59	58
卸売および小売業	26 年 5 月	100(15,490)	61	56	51
	27 年 5 月	100(16,537)	61	56	52
	28 年 5 月	100(18,507)	60	55	53
	29 年 5 月	100(21,071)	55	52	50
	30 年 5 月	100(19,445)	61	60	58

資料出所 労働省「失業保険保険料申告書による賃金統計」

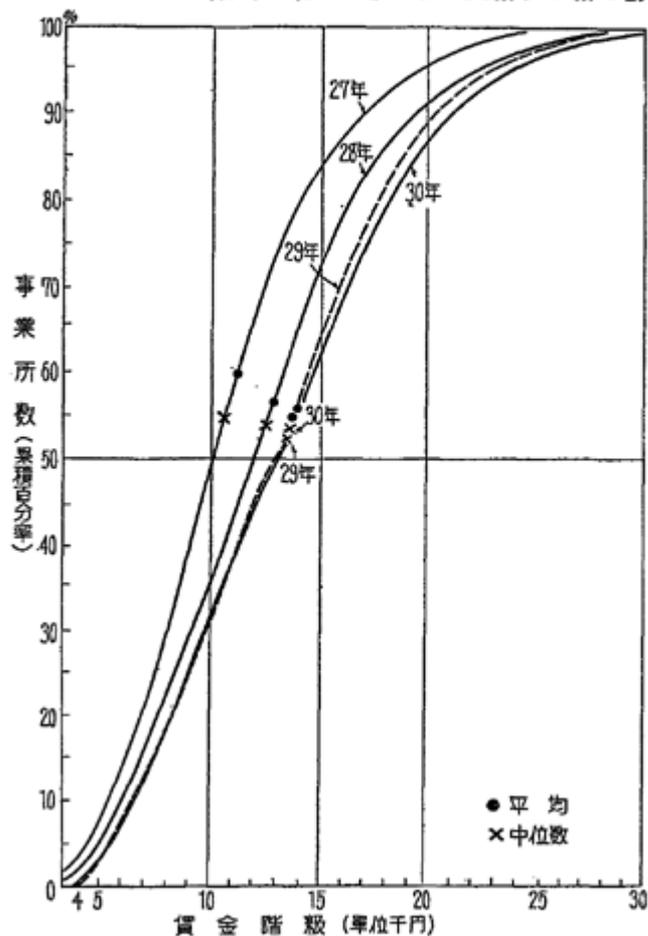
(注) 1) この統計に用いられた産業分類は「職業安定行政に共通して使用する産業分類」である。

2) 全産業には以上の産業のほか農業、林業、漁業、金融および保険業、不動産業、運輸通信およびその他の公益事業、サービス業および公務を含む。

第48図 調査産業総数の賃金階級別事業所累積度数分布

第48図 調査産業総数の賃金階級別事業所累積度数分布

(各年9月「きまって支給する給与」)



資料出所 労働省「毎月勤労統計特別集計」

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(3) 事業所平均賃金階級別の分布

三一 事業所別の平均賃金(いわゆるベース)の変化をみるために、毎月勤労統計の特別集計により、各年九月の事業所ごとの平均「きまつて支給する給与」の分布をみると、調査産業総数では第四八図の通りで、昭和二七年には平均以下の事業所が約六割あったのが、二九・三〇年ともに五割五分前後となり、平均(事業所別平均賃金の総平均)の全体に占める位置は漸次下方に移ったことが特徴である。

三二 このような分布をさらに調査産業総数について平均、中位数、分布の偏差等をみると、賃金の低い方から四分の一にある事業所の賃金(第一・四分位数)は二九年九月から三〇年九月にかけて保合いであるのに対して、賃金が中位にある事業所の平均賃金(中位数)は三%高く、さらに高位から四分の一にある事業所の平均賃金(第三・四分位数)は四%増している。この傾向は製造業についてもみられるところである(第九四表(一)参照)。

さらに、これを製造業の事業所規模別にみると、二九年九月から三〇年九月への平均の伸びは五〇〇人以上事業所で最大であり、さらに各規模内部においても各規模における第三・四分位数の方が第一・四分位数より上昇率が大きい(第九四表(二)参照)。

第94表-(1) 事業所別1人平均「きまつて支給する給与」額の分布の変化

第94表(1) 事業所別1人平均「きまつて支給する給与」額の分布の変化

項 目		昭和27年 9 月	昭和28年 9 月	昭和29年 9 月	昭和30年 9 月
調 査 産 業 総 数	平 均	円 11,202 (100.0)	円 12,900 (115.2)	円 13,689 (122.2)	円 13,944 (124.5)
	第1・四分位数	7,898 (100.0)	8,901 (112.7)	9,524 (120.6)	9,491 (120.2)
	中 位 数	10,715 (100.0)	12,570 (117.3)	13,496 (126.0)	13,542 (126.4)
	第3・四分位数	13,702 (100.0)	15,937 (116.3)	16,984 (124.0)	17,593 (128.4)
	標 準 偏 差	4,526	5,200	5,320	5,570
	変 化 係 数	40.4	40.3	38.9	39.9
	非 対 称 度	0.32	0.19	0.11	0.22
製 造 業	平 均	円 9,776 (100.0)	円 10,935 (111.9)	円 11,564 (118.3)	円 11,880 (121.5)
	第1・四分位数	6,552 (100.0)	7,327 (111.8)	7,872 (120.1)	8,075 (123.2)
	中 位 数	8,992 (100.0)	10,003 (111.2)	10,577 (117.6)	10,824 (120.4)
	第3・四分位数	12,253 (100.0)	13,616 (111.1)	14,308 (116.8)	14,821 (121.0)
	標 準 偏 差	4,219	4,744	4,857	4,989
	変 化 係 数	43.2	43.4	42.0	42.0
	非 対 称 度	0.56	0.57	0.61	0.63

資料出所 労働省「毎月勤労統計特別集計」

(注) 1) 事業所別1人平均給与とは事業所毎の1人平均額である。

2) 変化係数は σ/M による。非対称度は $3(M-Me)/\sigma$ による(ただしMは平均, Meは中位数, σ は標準偏差)。

第94表(2) 製造業,規模および事業所別1人平均「きまつて支給する給与」額分布の変化

第94表一(2) 製造業、規模および事業所別1人平均「きまって支給する給与」
額分布の変化

項 目	昭和27年 9月	昭和28年 9月	昭和29年 9月	昭和30年 9月	30年9月 29年9月
規 模 500人以上					
平 均	(13,616円) 100.0	113.2	117.4	124.6	% +6.2
第1・四分位数	(10,271円) 100.0	109.3	117.8	121.9	+3.4
中 位 数	(14,261円) 100.0	110.4	113.5	119.2	+5.0
第3・四分位数	(17,313円) 100.0	108.8	111.6	121.1	+8.5
変 化 係 数	32.0	33.9	32.5	33.8	
規 模 100~499人					
平 均	(11,236円) 100.0	110.6	115.0	116.4	+1.3
第1・四分位数	(7,421円) 100.0	111.5	117.0	116.6	-0.3
中 位 数	(10,809円) 100.0	108.9	114.2	114.3	+0.1
第3・四分位数	(14,127円) 100.0	111.5	114.0	115.6	+1.4
変 化 係 数	42.0	41.6	41.9	42.8	
規 模 30~99人					
平 均	(9,012円) 100.0	112.0	119.3	124.2	+4.1
第1・四分位数	(6,253円) 100.0	112.2	121.5	125.4	+3.3
中 位 数	(8,321円) 100.0	111.8	116.5	122.9	+5.5
第3・四分位数	(11,132円) 100.0	111.3	118.2	124.2	+5.0
変 化 係 数	41.0	41.9	40.0	39.9	

資料出所 労働省「毎月勤労統計特別集計」

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(4) 職種別賃金の変化

三三 昭和二九年と三〇年のそれぞれ四月分給与に関する職種別等賃金実態調査(この調査による賃金はすべて「きまって支給する給与」である)によつて、常用労働者数一〇人以上の事業所の職種別平均賃金の変化をみると、つぎの特徴が現われている。

各産業にほぼ共通する一三職種において、最高の上昇を示したのは事務管理職員(七・三%増)、技術管理職員(六・九%増)であつて、これについて男子事務職員(五%増)、女子事務職員、邦文タイピスト、内線電話交換手、守衛、運搬夫(いずれも四%増)技術職員(三%増)、もつとも上昇の少ないのは汽缶工、起重機運転工、電工、自家用貨物自動車運転手(いずれも二%増)となっている。したがつて、大観すると管理職員の給与がもつとも大きく増加したのに対して、技能あるいは労務関係職種の増加がにぶく、一般職員層はその中間に位している(第九五表参照)。

(注)管理職員とは経営者と一体的立場に立つてこれを補佐するもので、通常相当程度の規模の事業所においては、本社、本店の課長補佐または課長代理級以上のものであるが、具体的には労働組合法、公企体等労働関係法にいういわゆる非組合員(ただし地位が低いにもかかわらず職務上非組合員となっているものを除く)、労働基準法第四一条第二号の労働時間、休憩および休日に関する適用除外を認めた「監督もしくは管理の地位にあるもの」等が基準で一般職員と区別される。

このような動きは企業規模別のそれぞれの変化の中にも現われている。すなわち企業規模別(企業の全労働者数による区分で前節の事業所規模とは異なる)にみても、管理職員の賃金上昇が比較的大きい(第九六表参照)。

三四 この変化の中には産業別に異なる賃金変化の要素が混入しているから、このような比較はさらに産業別に行ふことが必要である。

いま、製造業の中分類から数産業を選んで職種別賃金の変化をみると、産業計でみられた傾向が必ずしもそのまゝの形では現われず、それぞれ産業によって若干異つた傾向を示している(第九七表参照)。

第95表 職種別賃金の変動

第95表 職種別賃金の変動（産業計）

職 種 (性)	平均月間きまって支給する給与額			平均年齢		平均勤続年数 または 平均経験年数		平均月間実労働時間数	
	29年 4月	30年 4月	対前 年比	29年 4月	30年 4月	29 年 4月	30年 4月	29年 4月	30年 4月
事務管理職員(男)	円 32,972	円 35,357	% 107	才 44.3	才 44.6	勤続 13.9	14.2	時 200	時 198
技術管理職員(男)	32,051	34,279	107	42.9	43.2	" 13.2	13.5	207	203
事務職員(男)	17,893	18,700	105	32.6	33.0	" 7.7	8.1	201	199
事務職員(女)	9,089	9,484	104	24.2	24.6	" 4.2	4.6	195	194
内線電話交換手(女)	10,359	10,809	104	25.5	25.9	経験 6.0	6.9	185	186
守衛(男)	18,605	19,379	104	43.9	44.4	勤続 7.7	8.1	232	233
技術職員(男)	20,596	21,220	103	33.3	34.0	" 9.3	9.5	208	205
邦文タイピスト(女)	10,369	10,650	103	25.0	25.2	経験 5.1	5.9	188	186
運搬夫(男)	14,323	14,954	104	35.0	35.3	勤続 5.1	5.4	211	210
汽罐工(男)	18,927	19,415	102	36.6	36.9	経験 9.3	9.9	225	225
起重機運転工(男)	21,729	22,157	102	33.8	34.1	" 8.9	8.6	219	216
電工(男)	16,448	16,759	102	30.9	31.1	" 9.1	10.2	216	212
自家用貨物自動車運転手(男)	13,339	13,542	102	29.5	29.7	" 6.2	7.0	219	220

資料出所 労働省「職種別等賃金実態調査」

(注) 飲業、建設業、製造業、卸売および小売業、金融および保険業、不動産業、運輸通信およびその他の公益事業に属する常用労働者10人以上の事業所に関する調査である。

第96表 企業規模別にみた職種別賃金の変動

第96表 企業規模別にみた職種別賃金の変動 (昭和29年4月=100)

職 種 (性)	企業規模 1000人以上	人 500~999人	人 100~499人	人 30人~99人	人 10~29人
	%	%	%	%	%
事務管理職員(男)	106	100	103	107	108
技術管理職員(男)	104	104	104	107	108
事務職員(男)	104	102	104	105	108
技術職員(男)	102	101	103	104	105
事務職員(女)	105	106	102	104	105
邦文タイピスト(女)	100	100	103	105	104
内線電話交換手(女)	104	105	102	103	※ 117
自家用貨物自動車運転手(男)	102	103	101	103	102
守衛(男)	105	101	102	105	101
電工(男)	104	102	101	98	105
運搬夫(男)	104	102	105	101	106
起重機運転工(男)	102	101	99	93	105
汽罐工(男)	101	103	101	104	109

資料出所 労働省「職種別等賃金実態調査」

第97表 産業別にみた職種別賃金の変動

第97表 産業別にみた職種別賃金の変動

職 種 (性)	29 年 4 月	30 年 4 月	対前 年比	職 種 (性)	29 年 4 月	30 年 4 月	対前 年比
(紡 織 業)	円	円	%	(第一次金属製造業)	円	円	%
事務管理職員(男)	28,616	31,413	110	事務管理職員(男)	36,533	39,208	107
技術管理職員(男)	28,777	31,947	111	技術管理職員(男)	38,159	41,302	108
事務職員(男)	17,510	18,116	103	事務職員(男)	20,850	21,695	104
技術職員(男)	21,239	22,077	104	技術職員(男)	23,879	23,989	100
事務職員(女)	8,063	8,639	107	事務職員(女)	9,822	10,358	105
自家用貨物 自動車運転手(男)	12,822	14,097	110	自家用貨物 自動車運転手(男)	18,697	19,555	105
電 工(男)	16,031	17,352	108	電 工(男)	19,669	20,584	105
紡績精練工(男)	12,366	12,767	103	製 鋳 工(男)	18,309	19,968	109
混 打 梳 工(女)	7,376	7,577	103	製 鋼 工(男)	23,300	25,212	108
粗 紡 工(女)	7,414	7,747	104	鋳 物 工(男)	15,830	16,145	102
精 紡 工(女)	7,175	7,586	106	鍛 造 工(男)	20,085	19,880	99
紡織機械保全工(男)	11,173	12,118	108	旋 盤 工(男)	18,203	19,872	109

職 種 (性)	29 年 4 月	30 年 4 月	対前 年比	職 種 (性)	29 年 4 月	30 年 4 月	対前 年比
(金属製品製造業)	円	円	%	(機械製造業)	円	円	%
事務管理職員(男)	27,997	29,714	106	事務管理職員(男)	27,867	28,795	103
技術管理職員(男)	27,675	28,234	102	技術管理職員(男)	29,165	30,579	105
事務職員(男)	16,868	17,542	104	事務職員(男)	17,803	17,330	97
技術職員(男)	19,453	19,313	99	技術職員(男)	19,789	19,204	97
事務職員(女)	7,810	7,850	101	事務職員(女)	8,019	7,989	100
自家用貨物 自動車運転手(男)	14,699	15,550	106	自家用貨物自 動車運転手	16,274	16,105	99
電 工(男)	20,694	19,679	95	電 工(男)	19,749	19,119	97
鍛 造 工(男)	13,723	14,010	102	鋳 物 工(男)	15,392	14,920	97
旋 盤 工(男)	14,236	13,719	96	旋 盤 工(男)	14,669	14,601	100
プ レ ス 工(男)	12,532	12,355	99	フ ラ イ ス 盤 工(男)	14,487	14,114	97
板 金 工(男)	13,243	13,144	99	研 磨 盤 工(男)	14,273	14,215	100
鍍 金 工(男)	12,426	12,909	104				

資料出所 労働省「職種別等賃金実態調査」

第98表 産業別の事務管理職員(男)および事務職員(男)の賃金変動

第98表 産業別の事務管理職員（男）および事務職員（男）の賃金変動

(29年4月=100)

産 業	事務管理職員 (男)	事務職員 (男)	産 業	事務管理職員 (男)	事務職員 (男)
鉄 業			電 気 機 械 器 具	105	99
金 属	111	104	輸 送 用 機 械 器 具	101	97
石 炭	102	100	精 密 機 器	106	105
石 油 天 然 ガ ス	113	110	そ の 他 の 製 造	110	106
非 金 属	109	110	卸 売 お よ び 小 売 業		
建 設 業			卸 売	102	107
綜 合 工 事	111	111	小 売	107	108
特 別 工 事	108	106	金 融 お よ び 保 険 業		
製 造 業			銀 行 ・ 信 託	104	105
食 料 品	112	108	そ の 他 の 金 融	120	111
煙 草	118	114	証 券 ・ 商 品 取 引	109	115
紡 織	110	104	保 険	109	106
衣 服 身 廻 品	112	103			
木 材 木 製 品	104	110	不 動 産	115	108
家 具 装 備 品	111	107	運 輸 通 信 お よ び		
紙 お よ び 類 似 品	106	102	そ の 他 の 公 益 事 業		
印 刷 出 版	106	107	鉄 道	102	106
化 学 工 業	108	105	地 方 鉄 道	110	107
石 油 石 炭 製 品	106	106	道 路 旅 客 運 送	100	103
ゴ ム 製 品	102	102	道 路 貨 物 運 送	106	104
皮 革、皮 革 製 品	116	106	水 運	107	107
ガ ラ ス 土 石 製 品	114	108	航 空 運 輸	98	99
第 一 次 金 属	107	104	倉 庫	109	108
金 属 製 品	106	104	通 信	108	105
機 械	103	97	熱 ・ 光 ・ 動 力 供 給	110	106
			水 道 ・ 衛 生	103	101

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

第99表 技能職種の産業別賃金変動

第99表 技能職種の産業別賃金変動

職 種	産 業	昭和29年 4 月	昭和30年 4 月	対前年比
		円	円	
鋳 物 工 (男)	第 一 次 金 属	15,830	16,145	102
	機 械	15,392	14,920	97
	輸 送 用 機 械 器 具	19,463	20,186	104
旋 盤 工 (男)	第 一 次 金 属	18,203	19,872	109
	金 属 製 品	14,236	13,719	96
	機 械	14,669	14,601	100
	電 気 機 械 器 具	16,005	15,537	97
	輸 送 用 機 械 器 具	16,793	16,272	97
	精 密 機 器	16,035	15,433	96
プ レ ス 工 (男)	金 属 製 品	12,532	12,355	99
	機 械	13,464	12,961	96
	電 気 機 械 器 具	13,113	13,486	103
	輸 送 用 機 械 器 具	15,018	15,812	105
	精 密 機 器	15,437	14,491	94

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

しかし、各産業を大観してほぼ共通に現われた傾向が全くないわけではなく、事務管理職員が一般の男子事務職員や女子事務職員に比べて高い上昇率を示している傾向は多くの産業で見られる現象である(第九八表参照)。

三五 職種別賃金の変化は職種のみ要素によって動くものではない。同一の技能的職種であっても賃金の変化率は産業毎に異っている(第九九表参照)。

三六 なお労働省職業別賃金調査(乙調査)による屋外労務者の一日あたり賃金は、昭和二九年八月から三〇年八月までの間にこれまでのような大きな変化はみられなかった。すなわち建設業現場主要七職種のうち、大工、とび工、左官、土工は、一～二%上昇、石工重作業人夫は八～九%減、軽作業人夫は一%減となっている。ただし石工、重作業人夫の低下は、重建設業に属するものの低下が著しいことによるものでこれは、電源開発従業者の減少等の事情を反映したものとみられる。

第100表 屋外労務者職業別賃金の変動

第100表 屋外労働者職業別賃金の変動

職 種	29年 8 月	30年 8 月	対前年比
建設業現場(手取額)	円	円	%
大工	554	563	102
窯工	540	546	101
石工	783	720	92
左官	586	590	101
土工	473	478	101
重作業人夫	454	414	91
軽作業人夫	294	292	99
港湾運送業(手取額)			
ウインチマン及びデッキマン	770	795	103
沖仲仕	679	667	98
タリーマン	709	674	95
雑役	421	409	97
陸上運送業(税込額)			
貨物自動車運転手	534	579	108
貨物自動車助手	359	396	110
貨物積卸作業員	550	613	112

資料出所 労働省「職業別賃金調査」(乙調査)

(注) 10人以上の労働者を使用する事業所または事業現場の全労働者の1人1日当り賃金額である。

第101表 土工の住込通勤別賃金

第101表 土工の住込通勤別賃金

産 業	1日当り賃金手取額		1日当り労働時間数	
	29年 8 月	30年 8 月	29年 8 月	30年 8 月
総合工事業	住込	526	住込	8.7
	通勤	402	通勤	8.1
重建設業	住込	526	住込	8.8
	通勤	404	通勤	8.1
道路建設業	住込	539	住込	8.5
	通勤	409	通勤	8.0
建物建設業	住込	500	住込	8.6
	通勤	388	通勤	8.1

資料出所 労働省「職業別賃金調査」(乙調査)

三七 またこれらを定額給制,出来高払制に分けると,出来高払制の労働者の賃金が定額給の場合よりもかなり高額であることにはかわりはないが,前年に比較して出来高払制の賃金の方がやや上昇している。また建設業には多くの現場住込労働者があり,昭和三〇年八月の調査でその割合は四六%に上っている。その区分による賃金変化率を土工を例にとり示すと,建物建設業を除き通勤の労働者は賃金が減少しているのに対し,住込の労働者は逆に賃金が増加している。

港湾運送業の賃金は全体としては前年と大差なく,陸上運送業の賃金は一割前後増加したが,いずれも職種

別の賃金格差はあまり変化していない。

第102表 主要職種の年令別賃金の変動

第102表 主 要 職 種 の 年 令

年 令 階 級	産 業 計					
	事 務 職 員 (男)			事 務 職 員 (女)		
	29年4月	30年4月	対前年比	29年4月	30年4月	対前年比
計	円	円	%	円	円	%
計	17,893	18,700	105	9,089	9,484	104
18才未満	5,400	5,260	97	4,791	4,826	101
18才以上 20才未満	7,832	8,064	103	6,566	6,608	101
20才 " 25才 "	11,235	11,455	102	8,809	8,874	101
25才 " 30才 "	15,793	16,163	102	11,017	11,475	104
30才 " 35才 "	20,847	21,180	102	11,980	12,443	104
35才 " 40才 "	23,258	24,169	104	12,437	12,842	103
40才 " 50才 "	25,257	25,786	102	13,777	14,239	103
50才 " 60才 "	22,403	23,765	106	13,164	14,284	109
60才以上	14,719	16,832	114	9,747	14,184	146

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

別 賃 金 の 変 動

製 造 業								
鋳 物 工 (男)			旋 盤 工 (男)			プ レ ス 工 (男)		
29年4月	30年4月	対前年比	29年4月	30年4月	対前年比	29年4月	30年4月	対前年比
円	円	%	円	円	%	円	円	%
16,201	16,287	101	15,486	15,359	99	13,521	13,411	99
5,809	5,596	96	5,637	5,454	97	5,899	5,923	100
9,076	8,558	94	7,963	7,354	92	7,832	7,650	98
12,880	12,330	96	11,849	10,925	92	10,636	10,480	99
16,257	15,470	95	16,150	15,082	93	14,432	13,637	95
18,950	18,728	99	19,070	18,332	96	17,222	17,175	100
20,549	20,320	99	21,274	20,384	96	20,047	19,765	99
21,573	21,799	101	22,194	22,111	100	20,766	21,247	102
19,881	21,124	106	19,415	19,285	99	18,275	18,920	104
13,744	13,544	99	15,423	15,704	102	13,367	13,769	103

三八 これら屋外労務者の賃金,とくに建設業現場の賃金は,従来は一般産業の賃金としばしば異つた動きを

みせた。たとえば電源開発工事の活況等は、直ちに建設業賃金の著しい昂騰をもたらしたのである朝鮮動乱勃発後の港湾運送業賃金の急騰も同様の動きがみられた。

最近の状況はむしろ一般産業の賃金の推移と類似性がつよく、したがって職種別の賃金変化もまた相互に大差がないことが大きな特色となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(5) 年令別賃金の変化

三九 「昭和二九年労働経済の分析」において年令階級別の賃金格差は、昭和二三、二四年と二九年を比較する限り、漸次大きくなり、若年令層よりも高年令層の賃金増加率が大きいことを明らかにした。

本年は全体の労働者の年令別賃金をみる資料(個人別賃金調査)が欠けているので、便宜上職種別等賃金実態調査により、職種別にみた年令別賃金の二九年四月から三〇年四月に至る間の変動をみるとつぎのとおりである。

第103表 事務職員(男)の年令別賃金の変動

第103表 事務職員(男)の年令別賃金の変動

年令階級	総合工事業			皮革及び皮革製品製造業			道路貨物運送に附帯するサービス業		
	昭和29年4月	昭和30年4月	対前年比	昭和29年4月	昭和30年4月	対前年比	昭和29年4月	昭和30年4月	対前年比
計	円 14,823	円 16,407	% 111	円 15,589	円 16,486	% 106	円 15,278	円 15,958	% 104
18才未満	5,107	※4,810	94	6,029	※5,616	93	5,089	5,073	100
18才以上 20才未満	6,748	6,661	99	7,328	7,275	99	7,187	7,223	101
20 " 25 "	9,162	9,293	101	10,754	10,326	96	10,405	10,470	101
25 " 30 "	13,045	13,592	104	14,661	15,281	104	14,079	14,290	101
30 " 35 "	16,926	18,081	107	17,616	19,179	109	17,064	17,450	102
35 " 40 "	19,551	21,604	111	19,289	20,991	109	18,580	19,239	104
40 " 50 "	19,934	23,294	116	19,969	21,254	106	19,390	20,226	104
50 " 60 "	17,045	19,910	117	17,458	20,241	116	18,055	19,258	107
60才以上	13,596	15,234	112	12,372	12,872	104	13,875	15,380	111

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

全事業所における男子事務職員、女子事務職員および製造業の鋳物工、旋盤工、プレスエを例にとってみると右に述べたような年令別賃金格差の拡大は、この一年に関してはそれほど顕著には認められないが、わずかながら高年令層の者の上昇率が高い傾向がみられる(第一〇二表参照)。

四〇 このような傾向は、かならずしもすべての産業に共通するものではないが、かなり多くの産業で見られるところであり、たとえば男子事務職員について二〇代よりも三〇代の賃金の上昇率が高い傾向を示す産業がこの調査の四三産業(中分類)のうち二四産業である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(6) 勤続または経験年数別賃金の変化

四一 同じ資料によって男子事務職員,女子事務職員,鋳物工,旋盤工,プレス工について勤続または経験年数別にみた賃金格差の動きをみると,年令別の場合と同様,勤続または経験年数の長いものほど上昇率がわずかながら高い傾向がみられる(第一〇四表参照)。

第104表 主要職種の勤続年数または経験年数別賃金の変動

第104表 主要職種の勤続年数または経験年数別賃金の変動

勤続年数階級 または 経験年数階級	産 業 計						鋳 物 29年4月
	事 務 職 員 (男)			事 務 職 員 (女)			
	29年4月	30年4月	対前 年比	29年4月	30年4月	対前 年比	
計	円 17,893	円 18,700	% 105	円 9,089	円 9,484	% 104	円 16,201
1 年 未 満	10,377	10,650	103	6,148	6,261	102	9,401
1年以上2年未満	12,502	12,576	101	7,479	7,492	100	10,095
2年以上3年未満	13,128	13,173	100	7,908	7,958	101	10,934
3年以上5年未満	15,179	15,294	101	8,881	8,959	101	12,735
5年以上10年未満	17,424	18,282	105	11,304	11,637	103	16,426
10年以上15年未満	23,485	23,959	102	14,696	15,168	103	18,697
15年以上20年未満	26,630	27,130	102	18,523	19,122	103	21,057
20 年 以 上	32,365	33,754	104	23,222	25,018	108	20,872

勤続年数階級 または 経験年数階級	製 造 業							
	工 業 (男)		旋 盤 工 (男)			プ レ ス 工 (男)		
	30年4月	対前 年比	29年4月	30年4月	対前 年比	29年4月	30年4月	対前 年比
計	円 16,287	% 101	円 15,486	円 15,359	% 99	円 13,521	円 13,411	% 99
1 年 未 満	7,801	83	8,526	6,309	74	7,608	7,018	92
1年以上2年未満	8,855	88	9,054	7,403	82	9,392	8,325	89
2年以上3年未満	9,223	84	9,578	7,929	83	10,011	9,089	91
3年以上5年未満	12,018	94	12,011	10,109	84	12,228	11,266	92
5年以上10年未満	15,588	95	16,204	14,879	92	15,966	15,290	96
10年以上15年未満	17,724	95	18,263	17,245	94	19,359	18,987	98
15年以上20年未満	21,198	101	20,696	20,117	97	23,691	21,994	93
20 年 以 上	21,314	102	21,632	21,314	99	21,691	21,724	100

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

(注) 事務職員(男女)については勤続年数階級, 鋳物工(男), 旋盤工(男)およびプレス工(男)については経験年数階級を示している。

第105表 事務職員(男)の年令,勤続年数の対応関係

第105表 事務職員（男）の年令、勤続年数の対応関係
(産業計)

年 令 階 級	平均勤続年数	勤続年数階級	平均年令
計	8.1	計	33.0
18 才 未 満	1.5	6 カ 月 未 満	25.2
18才以上20才未満	1.3	6ヵ月以上1年未満	29.6
20 " 30 "	3.5	1 年 以 上 2 年 未 満	27.0
25 " 30 "	6.4	2 " 3 "	27.9
30 " 35 "	9.0	3 " 5 "	30.6
35 " 40 "	10.6	5 " 10 "	33.1
40 " 50 "	13.6	10 " 15 "	37.0
50 " 60 "	13.0	15 " 20 "	38.3
60 才 以 上	8.4	20 年 以 上	46.5

資料出所 労働省「職種別等賃金実態調査」

勤続または経験年数と年令は相互に無関係な要素ではなく、一般には一方が高くなれば他方も高くなる傾向をもつものである(第一〇五表参照)。

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(7) 職種別賃金分布の変化

四二 職種別平均賃金の変動は、賃金階級別労働者数の分布状態が変化することからも生じる。二九年四月と三〇年四月との賃金階級別労働者数の分布状態の変化をみると、上下の分布の中が縮少するという形が現われている。これは、三〇年上半期における規模別賃金格差の縮少傾向とも一致している。

四三 事務職員を例にとると、調査された全産業一〇人以上の事業所の合計では、労働者の賃金の低いものから数えて十分の一および四分の一のところの賃金はそれぞれ男子七%、女子五%と高くなっているのに対し、賃金の高い方から十分の一および四分の一のものはそれぞれ男子では三%および四%、女子では二%および三%高くなっている。この傾向は、企業規模別にも同じようにみられるところである(第一〇六表参照)。

これは事務職員の場合にとどまらず、多くの技能工についても現われている(第一〇七表参照)。

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(8) 労職,男女別の賃金の変化

第106表 事務職員の階級別賃金の変化

第106表 事務職員の階級別賃金の変化

項	目	事務職員(男)			事務職員(女)		
		29年4月	30年4月	対前 年比	29年4月	30年4月	対前 年比
企業規模計	第1.十分位数	円 8,250	円 8,790	% 107	円 4,664	円 4,910	% 105
	第1.四分位数	11,188	11,980	107	6,218	6,513	105
	中位数	15,824	16,799	106	8,468	8,790	104
	第3.四分位数	22,347	23,346	104	11,410	11,742	103
	第9.十分位数	30,086	31,076	103	14,706	15,064	102
	平均賃金	17,893	18,700	105	9,089	9,484	104
企業規模 1,000人以上	第1.十分位数	10,022	10,592	106	6,952	7,366	106
	第1.四分位数	13,137	13,958	106	8,764	9,068	103
	中位数	18,427	19,372	105	10,979	11,304	103
	第3.四分位数	25,564	26,468	104	13,648	14,052	103
	第9.十分位数	33,680	34,818	103	16,764	17,264	103
	平均賃金	20,531	21,363	104	11,400	11,982	105
企業規模 100人～499人	第1.十分位数	7,766	8,200	106	4,714	4,882	104
	第1.四分位数	10,529	11,091	105	6,076	6,283	103
	中位数	14,696	15,611	106	7,594	7,822	103
	第3.四分位数	19,925	20,784	104	9,627	9,826	102
	第9.十分位数	25,632	26,482	103	12,076	12,358	102
	平均賃金	15,944	16,598	104	8,179	8,354	102
企業規模 10人～29人	第1.十分位数	6,112	6,534	107	—	4,144	—
	第1.四分位数	7,988	8,740	109	4,624	4,918	107
	中位数	10,886	11,915	109	5,814	6,236	107
	第3.四分位数	14,808	15,874	107	7,440	7,711	104
	第9.十分位数	19,550	20,870	107	9,308	9,578	103
	平均賃金	11,816	12,776	108	6,113	6,440	105

資料出所 労働省「職種別等賃金実態調査」

第107表 鋳物工および旋盤工の階級別賃金の変化

第107表 鋳物工および旋盤工の階級別賃金の変化

項 目		鋳物工 (男)			旋盤工 (男)		
		29年4月	30年4月	対前 年比	29年4月	30年4月	対前 年比
企業規模計	第1.十分位数	円 7,114	円 7,218	101.5%	円 6,312	円 6,378	101.0
	第1.四分位数	10,480	10,673	101.8	9,591	9,709	101.2
	中位数	15,190	15,274	100.6	14,608	14,672	100.4
	第3.四分位数	20,733	20,458	98.7	20,203	19,886	98.4
	第9.十分位数	26,470	26,414	99.8	25,792	25,230	97.6
	平均賃金	16,201	16,287	100.5	15,486	15,359	99.2
企業規模 1,000人以上	第1.十分位数	11,399	10,545	92.5	7,640	9,592	125.5
	第1.四分位数	14,529	14,733	101.4	14,322	14,186	99.1
	中位数	19,615	19,398	98.9	19,515	19,070	97.7
	第3.四分位数	24,893	25,088	100.8	24,712	24,088	97.5
	第9.十分位数	30,966	31,158	100.6	—	29,300	—
	平均賃金	20,379	20,396	100.1	19,955	19,431	97.4
企業規模 100人～499人	第1.十分位数	6,712	6,800	101.3	6,532	6,144	94.1
	第1.四分位数	10,202	10,489	102.8	10,147	9,760	96.2
	中位数	15,145	14,991	99.0	15,060	14,863	98.7
	第3.四分位数	20,333	20,326	100.0	20,540	19,957	97.2
	第9.十分位数	25,469	25,000	98.2	—	25,168	—
	平均賃金	15,760	15,752	99.9	15,890	15,350	96.6
企業規模 10人～29人	第1.十分位数	6,298	6,284	99.8	5,146	5,608	109.0
	第1.四分位数	8,908	8,926	100.2	7,594	7,970	105.0
	中位数	12,242	12,222	99.8	11,388	11,718	102.9
	第3.四分位数	16,085	15,985	99.3	15,696	15,918	101.4
	第9.十分位数	19,875	19,226	96.5	19,862	19,928	100.3
	平均賃金	12,771	12,689	99.3	11,980	12,383	103.4

資料出所 労働省 「職種別等賃金実態調査」

第108表 労職および男女別現金給与総額格差の推移

第108表 労職および男女別現金給与総額格差の推移 (製造業)

年 月	実 額				男に対する女の割合		生産労働者の管理事務および技術労働者に対する割合	
	管理事務および技術労働者		生産労働者		B/A	D/C	C/A	D/B
	男(A)	女(B)	男(C)	女(D)				
昭和22年平均	円 2,590	円 1,197	円 1,955	円 851	% 46.2	% 43.5	% 75.5	% 71.1
23年平均	7,078	3,283	5,456	2,363	46.4	43.3	77.1	72.0
24年平均	12,014	5,483	9,345	4,077	45.6	43.6	77.8	74.4
27年平均	22,110	9,285	15,008	6,392	42.0	42.6	67.9	68.8
28年平均	25,315	10,451	17,115	7,087	41.3	41.4	67.6	67.8
29年平均	26,972	11,082	18,014	7,600	41.0	42.1	66.3	68.6
30年平均	28,012	11,264	18,455	7,718	40.2	41.8	65.9	68.5
30年1月	25,717	10,675	17,065	7,138	41.5	41.8	66.4	66.9
2月	23,629	9,910	16,477	7,197	41.9	43.7	69.7	72.6
3月	23,634	9,979	16,299	6,948	42.2	42.6	69.0	69.6
4月	24,086	10,048	16,941	7,307	41.7	43.1	70.3	72.7
5月	23,520	9,594	16,116	6,838	40.8	61.0	68.5	71.3
6月	29,380	11,528	18,565	7,894	39.2	42.5	63.2	68.5
7月	35,814	13,730	21,872	8,269	38.3	37.8	61.1	60.2
8月	25,709	10,449	17,322	7,432	40.6	42.9	97.4	71.1
9月	24,129	9,912	16,814	7,160	41.1	42.6	69.7	72.2
10月	24,408	9,900	16,931	6,965	40.6	41.1	69.4	70.4
11月	24,877	10,053	17,701	7,032	40.4	39.7	71.2	69.9
12月	51,239	19,392	29,354	12,433	37.8	42.4	57.3	64.1

資料出所 労働省 「毎月勤労統計」(地方調査)

(注) 1) 22年~24年は「旧毎月勤労統計」の職員、労務者別原数であるから27年以降の賃金額とは直接接続しない。25年26年は「管理事務および技術労働者、生産労働者」に区分された結果は得られない。

2) 27年28年「毎月勤労統計」(地方調査)による規模30人以上の全国統計である。

四四 製造業の労務者、職員別および男女別の賃金格差を、毎月勤労統計によってみるとつぎのような傾向がみられる。男女間の賃金格差は三〇年における月々の推移では顕著な傾向はみられないが、戦後各年の推移をみると労務者、職員ともに拡大している。その傾向はとくに職員層で強く現われている。そしてまた、この格差の拡大は六月、七月、一二月等の臨時給与支給月において著しい。すなわち臨時給与においてとくに男女間の賃金格差がひらいている。職員と労務者の賃金格差も男女間の賃金格差とほぼ同じ推移をたどっている。(第一〇八表参照)。

四五 このような傾向は製造業中分類の各部門にも現われているところである。すなわち二〇の産業のうち年間平均給与で男子の方が女子より大きく上昇した産業が一三、職員の方が労務者より大きく上昇した産業が一四である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

二 賃金

(三) 賃金格差の変化

(9) 常用,臨時日雇別の賃金の変化

四六 常用労働者と臨時および日雇労働者の賃金格差は年年拡大の一途をたどってきたが,この傾向は三〇年でもやはりつづいている(第一〇九表参照)。

第109表 常用労働者,臨時および日雇労働者1日当り給与の推移

第109表 常用労働者、臨時および日雇労働者1日当り給与の推移

年	調査産業総数		
	常用労働者 (A)	臨時及び日雇労働者 (B)	B/A
	円	円	%
昭和27年平均	527	325	61.7
28年平均	606	346	57.1
29年平均	649	367	56.5
30年平均	667	369	55.3
昭和29年1～3月	655	365	55.7
4～6月	646	375	58.0
7～9月	637	364	57.1
10～12月	657	364	55.4
昭和30年1～3月	684	352	51.4
4～6月	658	372	56.5
7～9月	652	375	57.5
10～12月	679	377	55.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計」
 (注) 1)調査産業総数の常用労働者の賃金は月間きまって支給する給与を平均出勤日数で除したものである。

(注) 2)昭和30年4月～12月分について、30年5月の調査事業所の抽出替えによる差を修正して対前年上昇率を試算すればつぎのようになる。

年 月	(A)	(B)
	%	%
30年4～6月	3.9	-4.0
7～9月	5.2	-1.4
10～12月	6.1	-1.1

第二部 各論

二 賃金

(四) 賃金制度

(1) 給与種類別支給事業所の割合

四七 複雑な賃金形態を年間における賃金制度的な変化として数量的に明示することははなはだ困難であるが、給与構成調査(注)について概況をみると、つぎのとおりである。

(注)給与構成調査は

- 1)標本抽出により行われる調査で調査対象となる事業所は毎年異なる。
- 2)鉱業,製造業,卸売および小売業,金融および保険業,不動産業,運輸通信およびその他の公益事業,建設業に属する常時三〇人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を調査する。ただし,産業総数平均には建設業を含まない。
- 3)調査は年一回一ヵ月分の給与について行われる(最近は毎年九月)。
- 4)「きまって支給する給与」を構成する給与の種類とその金額および支給労働者等について調査されている。

給与の種類別に支給事業所数の全事業所数に対する割合をみると,昭和三〇年は二九年に比べて精皆勤給および総合決定給を除き,各種給与ともおおむね減少している。精皆勤給については支給事業所数および支給労働者数は増加しているが,その支給額の「きまって支給する給与」中に占める割合は前年とほとんど変わらない(第一一〇表参照)。

このような傾向は製造業について規模別にみても大差ない(第一一一表参照)。

能率給,家族給,通勤給等各種給与の支給事業所数が減少し,総合決定給が増加していることは一般に賃金体系の簡素化が行われていることを示すものと考えられる。

第二部 各論

二 賃金

(四) 賃金制度

(2) 一人当り「給与構成比率」

四八 各種別給与額の基本給,奨励給,生活補助給の合計額に対する構成比率をみると,基本給の割合の増加,生活補助給の減少という大きな傾向が,各産業を通じてひきつづきみられる。また製造業においては能率給の割合が前年からひきつづき減少していることが特徴的である(第一一二表参照)。製造業について,さらに労務者,職員別および規模別にみても同様である(第一一三表および第一一四表参照)。

なお,一般に超過勤務給の割合がやや増加したことは,生産活動の活潑化を示すものとして注目される。

第110表 各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合

第110表 各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合
(労働計, 規模計)

給与の種類	産業総数					製造業				
	26年 10月	27年 8月	28年 9月	29年 9月	30年 9月	26年 10月	27年 8月	28年 9月	29年 9月	30年 9月
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給										
年令給	14.0	11.0	8.9	9.3	7.2	11.6	8.4	7.0	7.6	6.1
学歴給	3.6	2.4	2.0	1.0	1.1	3.1	1.3	1.4	1.1	1.4
勤続および経験給	22.7	18.5	18.9	18.6	15.6	19.7	14.8	16.2	16.6	13.4
能力給	13.7	8.2	8.8	9.0	4.0	10.4	6.4	8.4	7.3	3.7
役付給	51.8	49.1	53.4	54.1	53.1	46.2	47.0	50.1	48.7	48.2
職務給	※	※	9.4	6.0	4.5	※	※	7.2	3.7	2.9
特殊作業給	48.1	43.3	40.8	43.1	42.9	40.4	33.2	33.6	35.3	34.9
一定額給	17.0	16.5	16.6	25.0	19.7	18.7	17.7	17.1	24.8	16.9
総合決定給	92.6	92.4	95.6	97.0	98.3	93.8	95.0	96.4	98.3	99.0
奨励給										
精進給	40.2	37.0	39.7	38.7	41.2	53.3	52.5	54.2	53.1	55.6
能率給	39.8	39.2	41.4	41.8	38.4	39.9	40.8	42.8	43.4	39.6
生活補助給										
家族給	83.3	78.7	76.9	76.1	69.0	80.5	74.8	72.9	70.5	64.2
単身者世帯主別給	6.9	6.1	7.2	7.7	7.0	6.2	6.1	7.4	6.5	5.4
通勤給	23.3	26.0	28.1	34.5	29.2	26.0	27.5	31.4	35.3	30.3
住宅給	8.8	8.5	7.8	7.0	6.1	9.3	7.9	7.3	6.3	5.7
地域給	20.4	16.5	13.7	13.5	10.5	9.9	8.5	6.6	6.4	5.4
税保険料事業主負担給	7.4	6.6	7.0	6.9	6.9	6.2	4.5	5.9	5.7	4.7
その他の生活補助給	11.7	6.5	9.7	9.7	9.2	10.9	6.2	9.7	10.2	8.4

資料出所 労働省 「給与構成調査」

(注) ※印は集計されていないことを示す。

第二部 各論

二 賃金

(四) 賃金制度

(3) 臨時給与

四九 臨時給与(特別に支払われた給与)は、戦争直後のインフレ期においては、多くは賃金引上げにともなう追加払と生活補給金の形式で支払われ、その割合もかなり高く、かつ、各月ともほぼ同じ割合で支給されていたが、その後経済の立直りにともなつて、昭和二十四、五年頃には減少した。その後は、夏季および年末における賞与としての性格が濃くなり、逐年臨時給与の夏季および年末への集中化傾向を示し、その金額および定期給与(きまつて支給する給与)に対する割合がやや増加してきた(第一一五表参照)。

五〇 三〇年の夏季(六～八月)と年末(一二～一月)において臨時給与を支給した事業所の割合および支給を受けた労働者の割合はいずれも二九年に比べて保合いである。また支給を受けたものの一人あたり金額は、夏季においてはほぼ保合い、年末においては前年よりもかなり上廻って、調査産業総数では一八、二一六円と一割以上増加した。

すなわち昭和三〇年における臨時給与の増加は、支給される労働者の増加によらないで、支給金額の増加という形で現われたのである。

五一 これを事業所規模別にみるとやや異った様相がみられる。すなわち例を製造業にとってみると、三〇～九九人の事業所では夏季、年末とも、支給事業所、支給労働者ともに増加し、とくに支給された労働者の全労働者に対する割合は、夏季四八%から年末五四%へ伸びたが、支給された労働者の一人あたり金額では夏季六%減、年末六%増となっている。

また臨時給与額および定期給与と臨時給与の比率は規模別に大きな差がある。たとえば製造業で支給された労働者一人あたり金額で比べると、五〇〇人以上は昭和三〇年夏季年末それぞれ一五、一九二円、二〇、二一九円に対し三〇～九九人では六、五五四円、八、五〇四円と四割強にすぎない。

第111表 規模別の各種給与支給事業所数の割合(製造業)労職計

第111表 規模別の各種給与
 労職計 (単

給与の種類	500人以上					26年10月
	26年10月	27年8月	28年9月	29年9月	30年9月	
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給						
年令給	23.9	23.6	20.3	17.0	18.6	15.9
学歴給	3.4	1.8	1.5	1.4	1.7	5.2
勤続及び経験給	35.0	33.4	26.4	30.2	26.8	30.3
能力給	12.0	11.9	15.6	8.7	5.8	15.5
役付給	56.6	65.0	56.3	63.7	65.2	53.9
職務給	※	※	28.4	25.9	22.0	※
特殊作業給	87.3	81.8	83.1	86.1	81.4	54.1
一定額給	17.7	16.8	16.1	26.8	23.7	20.5
総合決定給	92.5	91.9	93.0	95.5	97.2	91.4
奨励給						
精進勤給	19.9	26.0	21.7	23.4	25.8	48.5
能率給	63.7	55.0	58.7	60.2	51.5	46.6
生活補助給						
家族給	94.6	97.1	98.0	98.2	97.2	88.9
単身者世帯主別給	9.7	5.7	6.7	4.9	7.8	4.8
通勤給	40.6	40.9	39.7	50.3	41.4	32.0
住宅給	24.9	20.8	22.9	23.7	22.1	10.6
地域給	34.5	34.2	30.0	24.9	22.5	14.3
税、保険料事業主負担給	8.1	10.0	8.6	9.6	7.5	6.3
その他の生活補助給	25.6	9.8	17.9	17.9	16.9	15.4

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) ※印は集計されていないことを示す。

支給事業所数の割合 (製造業)
位%)

100人～499人				30人～99人				
27年8月	28年9月	29年9月	30年9月	26年10月	27年8月	28年9月	29年9月	30年9月
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13.9	12.8	14.6	10.3	9.4	5.6	4.1	4.3	4.1
3.5	2.6	2.4	2.2	2.3	0.6	1.0	0.6	1.2
21.3	23.5	21.6	20.9	15.1	11.4	13.0	13.6	10.2
11.5	11.5	9.6	5.4	8.5	4.4	6.9	6.4	3.1
61.2	59.6	62.4	65.2	42.8	41.1	46.4	42.3	41.8
※	12.8	6.5	5.3	※	※	3.7	1.0	1.0
48.0	50.8	51.1	52.4	32.7	25.0	24.2	25.5	26.6
21.1	19.0	28.9	22.0	18.2	16.6	16.5	23.1	14.8
92.7	94.5	97.1	98.6	94.7	95.9	97.4	98.8	99.3
53.3	50.7	46.7	53.2	57.1	54.1	57.6	57.6	58.1
47.3	47.7	48.0	43.8	36.1	37.7	40.0	40.3	37.5
84.3	88.6	84.3	84.1	76.6	70.2	65.7	63.1	55.9
7.6	10.5	8.1	6.9	6.4	5.6	6.5	6.0	4.8
31.0	35.9	38.8	34.6	23.0	25.5	29.2	32.7	28.3
13.2	13.0	11.8	7.6	7.8	5.2	4.3	2.9	4.1
10.5	9.9	12.5	10.9	6.9	6.1	3.9	2.7	2.7
5.4	5.5	6.6	5.7	6.1	3.8	5.8	5.0	4.2
7.9	14.6	11.1	9.8	8.4	5.5	7.4	9.3	7.5

第112表 産業別の給与構成

第112表 産業別の給与構成

規模計・労職計

(単位%、括弧内単位 円)

産業および年月	計 1)	基本給	奨励給			生活補助給			超過勤務給	2) その他
			計	精進給	能率給	計	家族給	地域給		
総 数										
26年10月	100.0(10,119)	70.2	17.8	※	※	12.0	※	※	11.9	1.8
27年8月	100.0(11,267)	73.3	15.9	※	※	10.8	6.8	※	12.2	1.5
28年9月	100.0(12,663)	74.2	16.4	1.5	14.9	9.4	5.9	1.9	13.0	1.5
29年9月	100.0(13,410)	75.9	14.9	1.2	13.7	9.2	5.8	1.9	11.5	1.6
30年9月	100.0(13,651)	78.2	13.6	1.2	12.4	8.2	5.4	1.4	12.5	1.4
鉱 業										
26年10月	100.0(10,465)	56.9	31.0	※	※	12.1	※	※	13.5	3.2
27年8月	100.0(11,633)	60.3	28.7	※	※	11.0	7.2	※	16.6	3.9
28年9月	100.0(12,712)	60.5	30.7	2.1	28.6	8.8	7.0	1.4	12.9	3.6
29年9月	100.0(13,917)	58.4	31.9	1.3	30.6	9.7	7.0	2.4	13.3	3.8
30年9月	100.0(14,403)	59.8	31.5	0.7	30.8	8.7	6.6	1.7	13.9	3.2
製 造 業										
26年10月	100.0(9,486)	71.4	18.7	※	※	9.9	※	※	11.8	1.9
27年8月	100.0(10,501)	73.8	17.3	※	※	8.9	5.6	※	12.1	1.4
28年9月	100.0(11,925)	74.7	17.2	1.8	15.4	8.1	5.3	1.0	14.3	1.6
29年9月	100.0(12,454)	76.9	15.3	1.5	13.8	7.8	5.2	1.2	11.6	1.7
30年9月	100.0(12,666)	79.4	13.5	1.5	12.0	7.1	4.8	0.9	13.6	1.6
卸売及び小売業										
26年10月	100.0(11,819)	83.3	4.5	※	※	12.2	※	※	6.1	0.4
27年8月	100.0(12,972)	85.1	5.0	※	※	9.9	3.9	※	5.6	0.1
28年9月	100.0(14,299)	86.1	4.9	1.3	3.6	9.0	4.3	2.6	6.5	0.3
29年9月	100.0(14,792)	86.6	5.3	1.3	4.0	8.1	3.7	1.8	6.1	0.3
30年9月	100.0(14,524)	88.0	5.4	1.4	4.0	6.6	3.7	1.0	7.4	0.3
金融及び保険業										
26年10月	100.0(14,120)	73.0	5.9	※	※	21.1	※	※	7.2	—
27年8月	100.0(15,653)	79.8	2.1	※	※	18.1	6.6	※	6.7	0.0
28年9月	100.0(17,413)	83.2	3.7	0.9	2.8	13.1	6.1	3.0	7.3	0.1
29年9月	100.0(17,940)	84.6	3.5	0.1	3.4	11.9	6.0	2.0	6.5	0.1
30年9月	100.0(18,596)	84.6	4.7	0.1	4.6	10.7	5.5	1.6	6.8	0.1
運輸通信及びその他の公益事業										
26年10月	100.0(10,441)	69.3	11.6	※	※	19.1	※	※	15.5	1.5
27年8月	100.0(11,950)	73.5	11.4	※	※	15.1	9.3	※	14.5	1.1
28年9月	100.0(13,679)	72.6	13.6	0.4	13.2	13.8	8.4	4.7	13.4	0.9
29年9月	100.0(15,156)	75.1	11.3	0.4	10.9	13.6	8.4	4.1	14.9	1.1
30年9月	100.0(15,344)	74.6	13.2	0.6	12.6	12.2	8.0	3.5	13.3	0.7

資料出所 労働省 「給与構成調査」

(注) 1) は基本給、奨励給、生活補助給の計である。

2) は臨時作業給、不就業給、その他の給与のことである。

※印は集計されていないことを示し、一印は該当の給与がないことを示す。

第113表 労職別の給与構成

第113表 労職別の給与構成 (製造業)

規模計

(単位% 括弧内単位円)

労 職 及 び 年 月	計 1)	基本給	奨 励 給			生活補助給			超過 勤務 給	2) そ の 他
			計	精 進 給	能 率 給	計	家 族 給	地 域 給		
労 務 者										
27年8月	100.0(9,217)	70.9	20.6	※	※	8.5	5.6	※	13.6	1.8
28年9月	100.0(10,640)	71.8	20.3	1.1	18.4	7.9	5.3	1.0	16.1	2.0
29年9月	100.0(10,923)	74.0	18.5	1.7	16.8	7.5	5.3	0.9	13.2	2.2
30年9月	100.0(10,993)	76.7	16.6	1.8	14.8	6.7	4.9	0.6	16.0	2.0
職 員										
27年8月	100.0(15,938)	80.4	9.7	※	※	9.9	5.6	※	8.7	0.6
28年9月	100.0(16,939)	81.7	9.8	1.4	8.4	8.5	5.3	1.3	9.9	0.6
29年9月	100.0(18,275)	83.5	8.0	0.9	7.1	8.5	5.0	1.8	7.9	0.6
30年9月	100.0(18,936)	85.5	6.7	0.8	5.9	7.8	4.7	1.5	8.4	0.6

資料出所 労働省 「給与構成調査」

※印は集計されていないことを示す。

これを全労働者一人あたりで比べてみても、三〇年年間の平均一ヵ月あたり金額では五〇〇人以上三、一〇三元に対し三〇~九九人は九一〇円にすぎない(第一一七表参照)。

五二 製造業における臨時給与を労務者、職員別にみると、その定期給与に対する比率は、職員の方が高率であり、しかも前年に比較して、下期における職員層の金額、比率の伸びは、労務者の場合より幾分増加している(第一一八表参照)。

五三 夏季、年末の臨時給与を事業所の定期給与の何ヵ月分が支給されているかという点からみた事業所の分布は二九年と三〇年と大差ない(第一一九表参照)。

第114表 規模別の給与構成

第114表 規模別の給与構成（製造業）

労働計

（単位%、括弧内単位円）

規模および 年 月	計 1)	基本給	奨 励 金			生活補助給			超過 勤務給	2) その他
			計	精 勤給	能 率給	計	家族 給	地域 給		
500人以上										
26年10月	100.0(11,039)	65.8	23.3	※	※	10.9	※	※	13.0	2.4
27年8月	100.0(12,385)	68.1	21.4	※	※	10.5	6.8	※	13.2	1.8
28年9月	100.0(13,822)	70.5	20.2	1.3	18.9	9.3	6.5	1.5	15.5	2.0
29年9月	100.0(14,536)	72.9	17.6	0.9	16.6	9.5	6.6	1.4	14.7	2.2
30年9月	100.0(15,241)	76.2	15.0	0.8	14.2	8.8	6.5	1.0	15.6	2.1
100人～499人										
26年10月	100.0(8,895)	74.9	15.2	※	※	9.9	※	※	11.4	1.5
27年8月	100.0(9,868)	78.1	13.9	※	※	8.0	5.0	※	11.5	1.2
28年9月	100.0(11,385)	77.2	14.9	2.1	12.8	7.9	5.0	0.8	14.2	1.3
29年9月	100.0(11,705)	80.0	12.7	1.7	11.0	7.3	4.5	1.4	10.9	1.5
30年9月	100.0(11,779)	81.1	12.4	1.8	10.6	6.5	4.0	1.0	12.6	1.3
30人～99人										
26年10月	100.0(7,611)	79.5	12.9	※	※	7.6	※	※	9.4	1.1
27年8月	100.0(8,009)	82.6	11.7	※	※	5.7	3.3	※	10.1	0.9
28年9月	100.0(9,263)	81.6	13.4	2.7	10.7	5.0	2.7	0.4	11.3	0.9
29年9月	100.0(9,723)	82.5	13.3	2.5	10.8	4.2	2.6	0.3	9.7	0.9
30年9月	100.0(10,042)	84.1	11.7	2.5	9.2	4.2	2.4	0.4	10.8	0.8

資料出所 労働省 「給与構成調査」

※印は集計されていないことを示す。

第115表 調査産業総数の「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率

第115表 調査産業総数の「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率 (単位 %)

年 月	昭和23年	25年	27年	28年	29年	30年
年 平 均	15.6	10.2	15.5	16.6	16.2	16.8
1 月	19.5	19.1	15.3	15.8	8.2	8.3
2 月	14.3	4.7	14.7	3.0	2.0	1.1
3 月	18.6	4.9	5.7	6.0	8.5	6.9
4 月	19.5	6.5	5.3	3.9	3.3	3.7
5 月	14.6	2.7	3.1	2.9	2.7	1.6
6 月	18.2	6.9	22.0	21.2	31.0	23.7
7 月	16.0	8.7	26.7	26.6	27.0	37.7
8 月	13.3	7.3	12.0	16.2	14.2	10.6
9 月	10.1	6.8	6.1	8.0	4.9	5.5
10 月	9.9	7.3	3.5	3.8	3.9	3.6
11 月	8.6	6.3	3.2	3.1	2.9	3.6
12 月	27.6	38.8	74.7	84.0	84.0	92.8

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

(注) 年平均は年間平均の給与についての比率であって各月比率の平均ではない。

第116表 調査産業総数および製造業の夏季および年末特別給与支給状況

第116表 調査産業総数および製造業の夏季および年末特別給与支給状況

年	調 査 産 業 総 数			製 造 業		
	支給労働者1人あたり 1)	支給事業所比率	支給を受けた労働者の比率 2)	支給労働者1人あたり 1)	支給事業所比率	支給を受けた労働者の比率 2)
	円	%	%	円	%	%
昭和26年夏季	6,028	31.8	49.0	6,133	28.8	50.0
年末	9,467	62.8	65.1	9,105	48.8	58.8
27年夏季	8,479	49.3	65.8	9,019	32.4	61.6
年末	11,780	69.7	69.8	10,377	60.8	74.6
28年夏季	10,518	65.9	80.2	10,266	58.3	65.0
年末	15,683	80.5	89.7	14,293	73.8	87.5
29年夏季	12,735	64.9	79.7	12,433	54.3	76.0
年末	15,980	81.1	89.6	13,760	74.5	87.8
30年夏季	13,070	65.5	80.2	12,016	56.4	77.1
年末	18,216	78.7	88.6	15,328	72.1	86.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計」(特別集計)

(注) 1) 「支給労働者1人あたり」とは、特別給与を支給した事業所における労働者1人あたり額である。

2) 「支給を受けた労働者の比率」とは、支給事業所の全労働者の支給しない事業所を含む全労働者数に対する比率である。

3) 夏季は26年、27年については6,7月、28年以降6~8月分、年末は26年、27年については12月、28年以降は12月と翌年1月分である。

第117表 製造業規模別「特別に支払われた給与」と「きまつて支給する給与」との割合

第117表 製造業規模別「特別に支払われた給与」と「きまって支給する給与」との割合

年	規模500人以上			規模100人～499人			規模30人～99人		
	きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	特別 に 支 払 わ れ た 給 与 (B)	B/A	きま つて 支 給 す る 給 与 (C)	特別 に 支 払 わ れ た 給 与 (D)	D/C	きま つて 支 給 す る 給 与 (E)	特別 に 支 払 わ れ た 給 与 (F)	F/E
	円	円	%	円	円	%	円	円	%
昭和 25 年平均	9,599	990	10.3	8,154	762	9.3	6,774	357	5.3
26 年平均	11,888	2,063	17.4	9,803	1,295	13.2	7,963	637	8.0
27 年平均	13,903	2,324	16.7	11,324	1,514	13.4	8,891	647	7.3
28 年平均	15,657	2,669	17.0	12,663	1,862	14.7	10,129	860	8.5
29 年平均	16,793	2,835	16.9	13,392	1,845	13.8	10,893	873	8.0
30 年平均	17,620	3,103	17.6	13,502	1,888	14.0	11,280	910	8.1

資料出所 労働省 「毎月勤労統計」

第118表 製造業労働別特別給与の推移

第118表 製造業労働別特別給与の推移

年	月	管理事務及び技術労働者			生産労働者		
		きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	特別 に 支 払 わ れ た 給 与 (B)	B/A	きま つて 支 給 す る 給 与 (C)	特別 に 支 払 わ れ た 給 与 (D)	D/C
		円	円	%	円	円	%
昭和 22 年 平均		2,024	319	15.8	1,444	184	12.7
23 年平均		5,635	761	13.5	4,036	512	16.7
24 年平均		10,172	690	6.8	7,452	449	6.0
昭和27 年平均		16,234	2,951	18.2	10,674	1,305	12.2
28 年平均		18,354	3,596	19.6	11,981	1,531	12.8
29 年平均		19,735	3,666	18.6	12,761	1,574	12.3
30 年平均		20,347	3,899	18.9	12,986	1,608	12.4
昭和27年 1～6月平均		15,722	1,730	11.0	10,291	774	7.5
7～12月平均		16,746	4,172	24.9	11,058	1,836	16.6
28年 1～6月平均		17,863	1,770	9.9	11,618	683	5.9
7～12月平均		18,844	5,422	28.8	12,193	2,379	19.5
29年 1～6月平均		19,666	1,906	9.7	12,743	703	5.5
7～12月平均		19,805	5,426	27.4	12,779	2,446	19.1
30年 1～6月平均		20,142	1,559	7.7	12,871	596	4.6
7～12月平均		20,552	6,240	29.9	13,100	2,620	19.7

資料出所 労働省 「毎月勤労統計」

筑119表 調査産業総数の夏季および年末特別給与支給事業所の分布

第119表 調査産業総数の夏季および年末特別給与支給事業所の分布

月 分	夏 季		年 末	
	29 年	30 年	29 年	30 年
0.25月分未満	8.8	8.8	7.5	7.2
0.25月分以上0.50 "	13.8	14.6	13.4	13.4
0.50 " 0.75 "	21.9	17.6	14.8	14.8
0.75 " 1月分未満	9.7	13.0	12.4	10.6
1.0 " 1.5 "	6.5	7.7	25.8	23.6
1.5 " 2.0 "	2.6	2.5	4.9	6.4
2.0 " 2.5 "	0.9	0.8	1.4	1.6
2.5 " 3 "	0.4	0.4	0.6	0.7
3 "	0.2	0.2	0.3	0.3
支給しない事業所	35.1	34.5	18.9	21.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計」(特別集計)

(注) 何か月分というのは「特別に支払われた給与」を「きまって支給する給与」で除した値である。「きまって支給する給与」には超過労働給その他の諸手当を含んでいるから、本給の何か月分という場合よりも小さくあらわれる。

第120表 昭和29,30年夏季および年末特別給与の事業所別平均支給率

第120表 昭和29,30年夏季および年末特別給与の事業所別平均支給率

事業所平均賃金 区 分	調 査 産 業 総 数				製 造 業				
	夏 季		年 末		夏 季		年 末		
	全事業所平均	支給事業所平均	全事業所平均	支給事業所平均	全事業所平均	支給事業所平均	全事業所平均	支給事業所平均	
最低位のもの	昭和29年	0.20	0.45	0.40	0.61	0.19	0.43	0.38	0.56
	30年	0.19	0.43	0.40	0.62	0.19	0.40	0.38	0.39
低位 "	29年	0.27	0.54	0.52	0.71	0.23	0.48	0.42	0.62
	30年	0.30	0.57	0.49	0.70	0.22	0.48	0.41	0.62
中位 "	29年	0.44	0.66	0.78	0.92	0.24	0.48	0.47	0.65
	30年	0.39	0.62	0.78	0.97	0.28	0.51	0.45	0.64
高位 "	29年	0.59	0.73	0.95	1.07	0.34	0.58	0.56	0.70
	30年	0.60	0.78	0.91	1.05	0.33	0.54	0.56	0.73
最高位 "	29年	0.72	0.90	0.98	1.06	0.63	0.86	0.77	0.92
	30年	0.75	0.89	1.00	1.12	0.62	0.84	0.75	0.91
計	29年	0.45	0.69	0.72	0.89	0.32	0.59	0.52	0.70
	30年	0.46	0.71	0.72	0.91	0.33	0.58	0.52	0.72

資料出所 労働省「毎月勤労統計」(特別集計)

- 1) 事業所平均賃金の階級区分は支給月に於ける該当事業所の1人平均「きまって支給する給与」によりその低位の事業所から高位の事業所へ5分の1ずつをくくって平均したものである。
- 2) 夏季は6~8月支給「特別に支払われた給与」年末は12月,1月支給「特別に支払われた給与」により算出された。

また三〇年において、支給した事業所の平均支給率は、夏季では〇・七一月分(支給しない事業所を含めると〇・四六月分)、年末では〇・九一月分(同〇・七二月分)となっている。

五四つぎにこの支給率を「きまって支給する給与」の階級別にみると、一般に賃金の低い事業所ほど臨時給与の支給率は低く、事業所平均賃金(きまって支給する給与)が最低から五分の一のところまでにある事業所の平均支給率は、最高から五分の一のところまでにある高賃金事業所の平均支給率の半分にすぎない。その支給率は前年とほとんど差がみとめられない(第一二〇表参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

(1) 賃金問題における賃金格差の重要性

五五 最近の賃金水準が経済の安定と実質賃金の向上とを背景として、戦後数年にわたったはげしい騰勢から比較的安定した動きをみせるに至ると、これまで賃金水準問題の陰にかくれていた相対的な賃金の高さ、すなわち賃金格差に関する問題が前面に現われてきた。

賃金格差の問題は、具体的には、同種労働であるにもかかわらず企業規模あるいは産業の相違によつて賃金差があることの問題、異種の労働に対してどの程度の賃金差がつけられているかという問題、年令の高まるにつれて必然的に増大する生計費と賃金の高さを関連させることに関する問題、技能、経験の高まることと賃金の高さを結びつけることに関する問題等として現われている。とくに規模別賃金格差が大きいことは、わが国における賃金格差問題のうちもつとも大きな特徴をなしているばかりでなく、雇用および生産性の問題と表裏一体の関係にあるものとして注目されている。` 以下、昭和三〇年四月分給与について調査した職種別等賃金実態調査を中心として賃金格差の実態を概観する。

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

(2) 規模別にみた職種別賃金格差

第121表 企業規模別にみた職種別平均賃金の比率

第121表 企業規模別にみた職種別平均賃金の比率

(企業規模 1,000人以上=100)

職 種 (性)	1,000人以上	500人 ~ 999人	100人 ~ 499人	30人~ 99人	10人~ 29人	計
産 業 計						
	円					
事務管理職員(男)	100.0(44,237)	86.3	74.1	65.0	51.7	79.9
技術管理職員(男)	100.0(42,321)	87.3	73.6	61.0	50.0	81.0
事務職員(男)	100.0(21,363)	85.4	77.7	69.7	59.8	87.5
技術職員(男)	100.0(23,293)	87.5	79.5	69.3	60.0	91.1
事務職員(女)	100.0(11,982)	83.4	69.7	61.3	53.7	79.2
自家用貨物自動車運転手(男)	100.0(18,123)	93.0	83.1	68.1	57.9	74.7
守衛(男)	100.0(21,966)	84.6	68.4	53.3	43.5	88.2
電工(男)	100.0(18,161)	93.1	83.7	68.2	57.8	92.3
運搬夫(男)	100.0(17,131)	93.4	85.8	71.7	60.6	87.3
邦文タイピスト(女)	100.0(11,579)	91.0	82.1	74.5	67.9	92.0
内線電話交換手(女)	100.0(11,330)	93.2	84.0	82.0	89.3	95.4
起重機運転工(男)	100.0(22,507)	69.7	89.6	77.7	72.3	98.4
汽 罐 工(男)	100.0(21,850)	91.3	83.3	71.3	60.3	88.9
石 炭 鉱 業						
	円					
事務管理職員(男)	100.0(45,291)	50.4	49.3	38.0	33.9	80.8
事務職員(〃)	100.0(20,817)	68.7	67.5	58.6	54.1	93.9
自家用貨物自動車運転手(〃)	100.0(14,234)	86.8	84.1	77.4	73.6	88.8
採炭夫(〃)	100.0(23,564)	69.1	64.1	55.1	43.4	88.9
坑内運搬夫(〃)	100.0(18,587)	72.4	66.1	55.6	47.7	92.7
紡 織 業						
事務管理職員(男)	100.0(42,701)	81.1	72.7	53.7	51.0	73.6
事務職員(〃)	100.0(23,407)	72.4	69.3	59.8	51.7	77.4
自家用貨物自動車運転手(〃)	100.0(17,968)	74.7	82.1	71.8	57.3	78.5
精紡工(〃)	100.0(8,311)	81.0	74.3	78.3	70.3	91.3
織布工(〃)	100.0(8,779)	80.5	78.7	76.7	70.0	79.6
機 械 製 造 業						
事務管理職員(男)	100.0(35,883)	100.6	83.6	73.7	62.9	80.2
事務職員(〃)	100.0(19,903)	97.6	83.7	82.2	62.9	87.1
自家用貨物自動車運転手(〃)	100.0(19,822)	98.9	87.4	71.8	58.4	81.2
鋳物工(〃)	100.0(18,476)	92.6	80.3	74.2	63.4	80.8
旋盤工(〃)	100.0(17,496)	102.8	86.0	81.4	71.8	83.5

資料出所 労働省 「昭和30年職種別等賃金実態調査」

第122表 企業規模別賃金格差

第122表 企業規模
(企業規模)

企業規模	産業 事務職員(男) 旧中高卒				石
	年令計		年令30才以上35才未満		年令
	平均賃金	(格差)	平均賃金	(格差)	平均賃金
1,000人以上	円 19,748	(100)	円 23,179	(100)	円 23,564
500人~999人	16,399	(83)	21,246	(92)	16,283
100人~499人	15,252	(77)	19,350	(83)	15,110
30人~99人	13,779	(70)	16,126	(70)	12,985
10人~29人	12,590	(64)	14,433	(62)	11,156

企業規模	機械製造業(電気機械器具を除く) 旋盤工(男)				小販
	年令計		年令30才以上35才未満		年
	平均賃金	(格差)	平均賃金	(格差)	平均賃金
1,000人以上	円 17,496	(100)	円 19,084	(100)	円 10,562
500人~999人	17,990	(103)	20,547	(108)	10,254
100人~499人	15,040	(86)	18,373	(96)	6,962
30人~99人	14,247	(81)	16,470	(86)	5,905
10人~29人	12,564	(72)	14,856	(78)	6,153

資料出所 労働省 「昭和30年職種別等賃金実態調査」

別 賃 金 格 差

1,000人以上=100)

炭 採 業 炭 夫 (男)			紡 織 業 織 布 工 (女)			
計	年令30才以上35才未満		年 令 計		年令20才以上25才未満	
(格 差)	平均賃金	(格 差)	平均賃金	(格 差)	平均賃金	(格 差)
(100)	円 24,166	(100)	円 8,799	(100)	円 9,684	(100)
(69)	16,509	(68)	7,083	(80)	7,425	(77)
(64)	16,149	(67)	6,927	(79)	7,383	(76)
(55)	13,466	(56)	6,745	(77)	6,974	(72)
(47)	11,773	(49)	6,162	(70)	6,147	(63)

売 業 売 店員 (除百貨店) (男)			道路貨物運送業,運輸に附帯するサービス 業,営業用貨物自動車運転手 (大型) (男)			
令 計	年令20才以上25才未満		年 令 計		年令30才以上35才未満	
格 差	平均賃金	(格 差)	平均賃金	(格 差)	平均賃金	(格 差)
(100)	円 10,315	(100)	円 19,444	(100)	円 19,615	(100)
(97)	9,213	(89)	15,647	(80)	16,511	(84)
(66)	6,927	(67)	15,335	(79)	16,332	(83)
(56)	6,064	(59)	14,047	(72)	14,429	(74)
(58)	6,229	(60)	13,341	(69)	14,614	(75)

五六 企業の規模が異ると同一職種であっても賃金の高さが異なる。いまこれを主要職種で比較してみると、事務管理職員では企業規模一、〇〇〇人以上は、四四、二三七円、一〇～二九人は、二二、八七九円で後者は前者の五二%、男子事務職員では、同じく二%、三六三円と一二、七七六円でその比率は六〇%、女子事務職員では、同じく一一、九八二円と六、四四〇円で五四%、運搬夫では一七、一三一円と一、三三八二円、六一%となっている(第一二一表参照)。

運搬夫やタイピスト等、規模が違っても職務内容に大差のないと思われるような職種についても同様の差異が規模別に現われていることが注目される。

五七 また規模別賃金格差は、産業によって多少異っているが、産業別にみても前項で述べたように、その格差はかなり大きい。すなわち石炭鉱業の男子事務職員の一〇～二九人の一、〇〇〇人以上に対する賃金の比率は五四%であり、同じく紡織業では五二%、機械製造業では六九%である。技能工その他の労務者においても、規模別格差は同様に大きい。これらはまた、特定年令層のみで比較しても変りない(第一二二表参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

(3) 産業別にみた職種別賃金格差

五八産業によって平均賃金はかなり大きな差がある。いま、毎月勤労統計によって製造業二〇産業の平均賃金をみると、もっとも高い第一次金属製造業に比べて紡織業、衣服および身廻品製造業は半分以下の額でしかない。このちがいは労働者の職種、男女等の構成の差や企業の規模による差が含まれている。すなわち、昭和二九年個人別賃金調査によれば第一次金属製造業は男子労働者が九二%と圧倒的に多く、かつ一、〇〇〇人以上の企業が全体の六六%を占めているのに対し、紡織業は男子の比率が三一%、一、〇〇〇人以上の企業が三八%となっていることが差を大きくしている。いま、そのような影響を除く意味で、企業規模一、〇〇〇人以上および一〇人～二九人の男子事務職員を例にとって産業別賃金格差を求めると全労働者でみた場合に比べて格差は縮少する傾向があらわれている(第一二三表参照)。また、技能的職種の旋盤工についてみても同様な傾向があらわれている(第一二四表参照)。

第123表 事務職員(男)の産業別賃金格差

第123表 事務職員(男)の産業別賃金格差

(昭和30年4月)

(製造業=100)

産 業	全労働者 (事業所規模 30人以上)	事 務 職 員 (男)	
		企業規模 1,000人以上	企業規模 10人~29人
製 造 業	100	100	100
食 料 品 製 造 業	90	99	100
煙 草 製 造 業	106	80	—
紡 織 業	65	101	90
衣服および身廻品製造業	55	98	86
木材および木製品製造業	69	68	92
家具および装備品製造業	83	99	88
紙および類似品製造業	123	116	100
印刷出版および類似産業	117	100	110
化 学 工 業	113	98	114
石油および石炭製品製造業	129	114	102
ゴム製品製造業	88	95	112
皮革および皮革製品製造業	96	96	99
ガラスおよび土石製品製造業	103	125	92
第 一 次 金 属 製 造 業	134	100	114
金 属 製 品 製 造 業	102	98	111
機 械 製 造 業	103	86	97
電気機械器具製造業	108	97	105
輸送用機械器具製造業	130	105	105
精 密 機 器 製 造 業	106	117	106
そ の 他 の 製 造 業	80	91	104

資料出所 全労働者については、労働省「毎月勤労統計」

事務職員(男)については、労働省「職種別等賃金実態調査」

第124表 旋盤工(男)の産業別賃金格差

第124表 旋盤工（男）の産業別賃金格差

（昭和30年4月）

（製造業=100）

産 業	全労働者 (事業所規模 30人以上)	旋 盤 工 (男)	
		企業規模 1,000人以上	企業規模 10人~29人
製 造 業	100	100	100
第 一 次 金 属 製 造 業	134	115	119
金 属 製 品 製 造 業	102	94	93
機 械 製 造 業	103	92	115
電 気 機 械 器 具 製 造 業	108	92	107
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	130	100	96
精 密 機 器 製 造 業	106	104	94

資料出所 全労働者については、労働省「毎月勤労統計」
旋盤工(男)については、労働省「職種別等賃金実態調査」

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

(4) 年令別にみた賃金

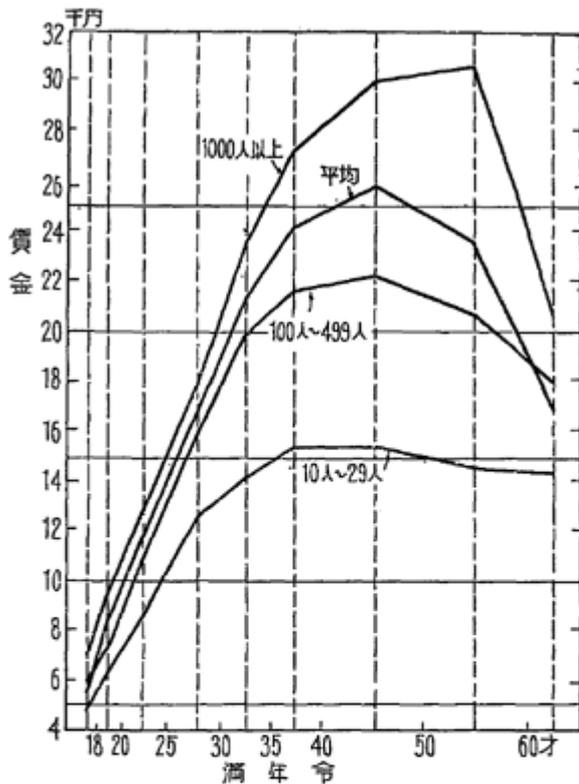
五九 年令の増加にともなう賃金の変化の状態を、まず規模別にみると、若年令層においては、規模による賃金の差は小さいが、漸次年令が高くなるにつれての賃金上昇にともなって、規模による賃金の差は拡大している。

これを男子事務職員で産業計の企業規模別にあらわすと第四九図のとおりで、一、〇〇〇人以上の規模と一〇～二九人の規模の間で比較すれば二〇才前後では一・五倍であるが、三〇才をすぎると二倍となり、賃金額の差はかなり大きくなる。このような傾向は、どの職種についてもおおむねあてはまる。

いま、同じく男子事務職員について年令階級別平均勤続年数を規模別にみると、つぎに示すように、低年令層においては規模によってあまり差がないが、年令が高くなるにしたがって、規模による差は次第に拡大している。このことは前項で述べた年令別賃金格差が大企業において大きく、小企業において小さいということの一因をなすものと思われる。

第49図 事務職員(男)の年令と賃金との関係

第49図 事務職員（男）の年令と賃金との関係
(産業計)



資料出所 労働省「昭和30年職種別等賃金実態調査」

勤続年数

		1,000人以上	100~499人	10~29人
20才以上	25才未満	4.0年	2.9年	2.9年
25 "	30 "	7.5	4.7	4.7
30 "	35 "	10.9	6.6	5.3
35 "	40 "	13.1	7.8	5.8
40 "	50 "	17.5	8.4	7.1

六〇 また職種の如何によっても、年令による賃金の変化は異なる形をみせる。一例として女子労働者の年令別賃金を数職種についてみると、タバコ捲上工、普通市外電話交換手では賃金は年令とともにほぼ一貫して増加するのに対して、縫製工、手選炭夫では年令の上昇にともなう賃金の上昇線は二〇才~三〇才の階層以後では停滞しており、一方バス車掌および時計組立工では、三〇才前後が頂点となっている。また精紡工では、年令による賃金の上昇曲線は緩やかな傾斜ではあるが、二十五才位より下降している。これは年令別の賃金変化傾向はその職種によって異なる形をなしていることを示すものである(第五〇図参照)。

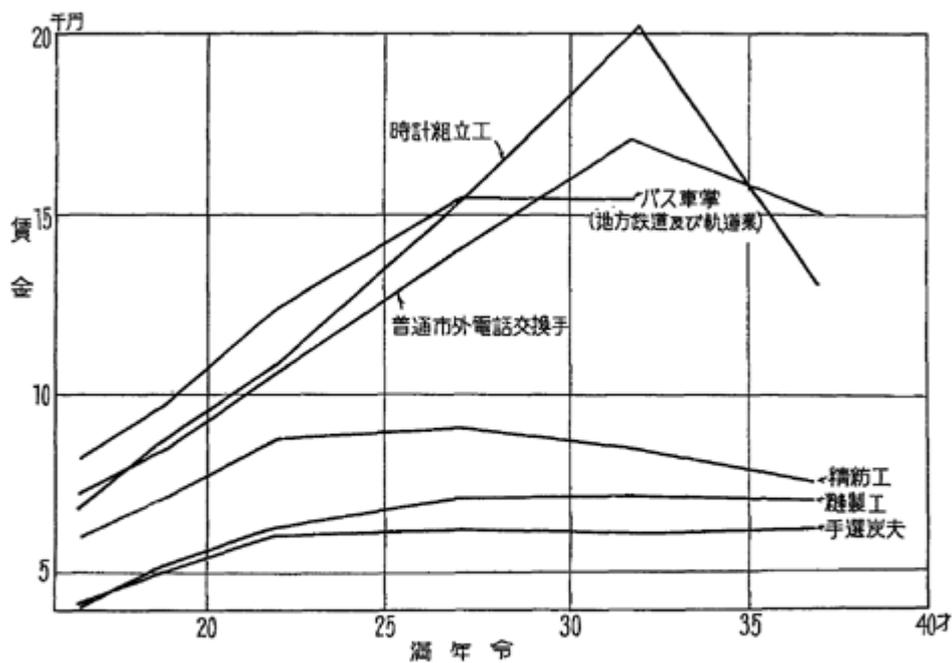
また精紡工について規模別に比べてみると、規模によって年令別賃金の様態は異っており、企業規模の大なるほど、年令による賃金格差の大きいことを示している(第五一図参照)。

第50図 職種別の年令と賃金との関係

第50図

職種別の年齢と賃金との関係

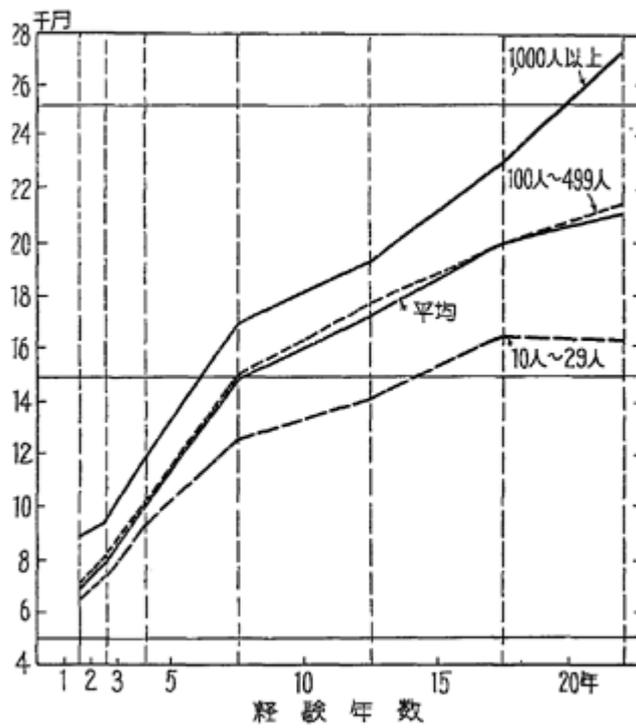
(女子)



資料出所 労働省 「昭和30年職種別等賃金実態調査」

第51図 紡績業精紡工(女)の規模別賃金

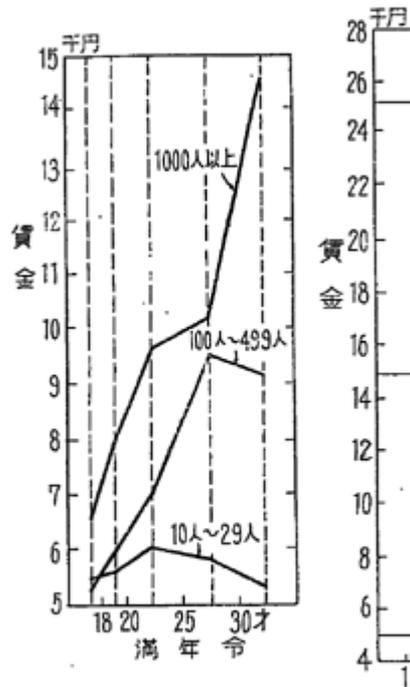
の 第52図 旋盤工(男)の規模および経験と賃金との関係



年職 資料出所 労働省 「昭和30年職種別等賃
実態 金実態調査」

第52図 旋盤工(男)の規模および経験と賃金との関係

第51図 紡績業精紡工（女）の
規模別賃金



資料出所 労働省 「昭和30年職
種別等賃金実態
調査」

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

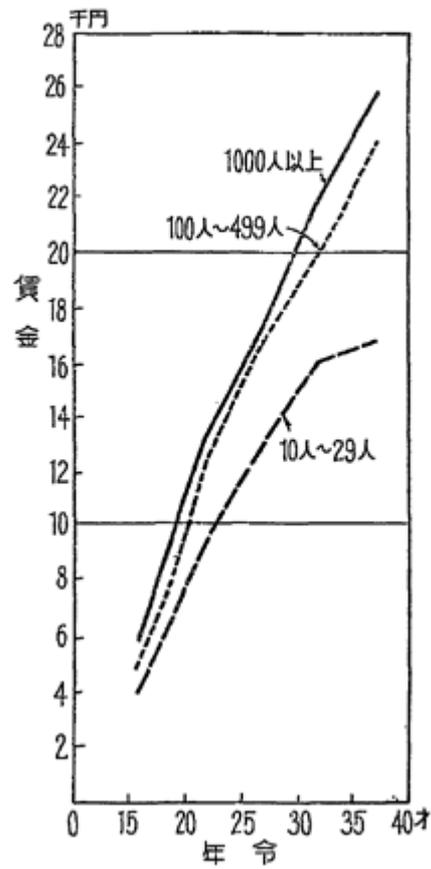
(5) 勤続または経験年数別にみた賃金

六一 勤続年数あるいは経験年数が長くなることは、技能、知識、体験等を増すことであり、その結果賃金が高くなる傾向があらわれる。しかしこれも年令別にみた賃金の場合と同様、規模別にその程度が異っている。たとえば旋盤工(製造業)の経験年数別賃金にあらわれているように、最初の数年間の賃金差は小さいが、その後漸次ひろがりが大きくなっている(第五二図参照)。

六二 年令と勤続または経験をかみ合せると、新規入職後年令何才で勤続または経験年数何年のときの賃金はいくらという形で賃金の増加曲線(昇給曲線)をえがくことができる。このような統計のえられる昭和二九年の調査から、産業計の男子労働者について、一五才で入職してのち勤続、年令ともに一年ずつ上昇した場合の賃金額を、規模別にあらわすと、第五三図のようになる。

第53図 勤続年数、年令ともに高まるときの賃金

第53図 勤続年数、年齢とも高まるときの賃金
(男子労働者の計、産業計)(15才で入職)



資料出所 労働省 「昭和29年個人別賃金調査」

第二部 各論

二 賃金

(五) 賃金格差の現状

(6) 同一職種の賃金分布

六三 賃金の全体的状況は賃金階級別労働者の分布に示されるが、同一学歴の同一職種であっても、その労働者の属する産業、規模によってかなり大きな相違がみられる。いまこれを旧中、新高卒の男子事務職員について例示すると第五四図、第一二五表のとおりである。

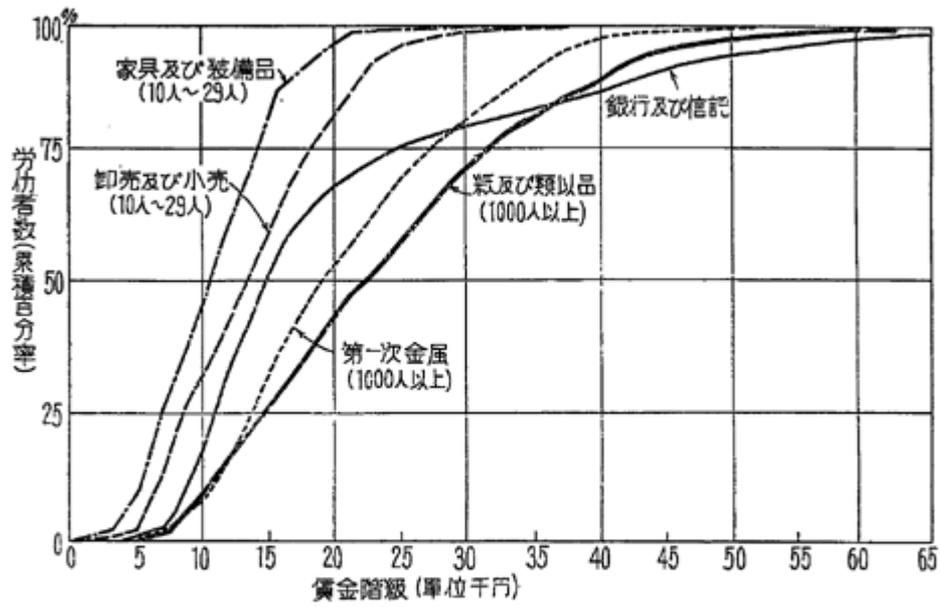
第125表 事務職員(男)「旧中・新高卒」の賃金分布特性値

項 目	家具及び装 備品製造業	卸売及び小 売業	第一次金属 製造業	紙及び類似 品製造業	銀行及び信 託業
	企業規模 10人～29人	10人～29人	1000人以上	1,000人 以 上	1,000人 以 上
第 1. 四分位数	8,028	9,742	14,816	15,903	11,912
中 位 数	11,380	14,512	20,474	23,250	15,636
第 3. 四分位数	14,763	19,212	28,179	31,714	25,666
平 均 賃 金	11,620	13,135	21,859	25,182	21,291

資料出所 労働省「昭和30年職種別等賃金実態調査」

第54図 男子事務職員(旧中・新高卒)賃金の産業別累積度数分布

第54図 男子事務職員（旧中、新高卒）賃金の産業別累積度数分布



資料出所 労働省 「昭和30年職種別等賃金実態調査」